

【史料紹介】島原天草一揆の記憶を伝える新出史料

大橋幸泰

〈解題〉

寛永14年(1637)10月に勃発し、翌年2月末日に終結した島原天草一揆がその後、長く記憶され、語り継がれていたことは、近世日本に生きた人々の秩序意識を考える上で欠かせない事実である。この一揆の記録や実録物が数多く存在したことに加えて、百姓一揆が起きた際にはしばしば島原天草一揆が思い起こされていることが、近世人の記憶に残り続けた証である。実際その記憶は、四つの口を通して異国・異域と向き合った近世日本の対外関係や、キリストン禁制とともに宗門改制度に規定された民衆統制を下支えした。

本稿では、後世に作成された島原天草一揆の記憶を示す新史料を二点、翻刻し紹介する。一つは「切支丹宗起之事」、もう一つは「原草露命伝」である。両者とも、筆者がインターネットで売り出されていたのを見つけて購入したものである。したがって現在、筆者の個人蔵となっているが、将来、勤務先の大学図書館に寄贈して、現物も公開するつもりでいる。

前者の「切支丹宗起之事」は、安永7年(1778)2月、甲斐国巨摩郡塙川村の武井勘兵衛(三之丞)が書いたものである。武井の素性については不明だが、史料末尾に「塙川住人源家也」との記載があることから、「源家」の由緒を持つ家の者ということになる。村役人か、当地の有力者ではないだろうか。

内容は短いながらも、通俗的排耶書によく見られる筋立てになっている。初めに、元亀年中(1570-73)に「南蛮之胡」が日本にやってきて理にかなわない「切支丹」を伝え、天正(1573-92)年中に「公方様」の命令で追放されたにもかかわらず、その後、「ばてれん・いるまん」という者が人々に金銀を与えて「切支丹」に勧誘し、多くの人をたぶらかしたという。「ばてれん・いるまん」が授けたものは「魔法」であった。そこで、「公方様」がこの者とこれに入信する者の殺害を命じたので、世の中は平穏になったが、「寛文^(マヤ)十四年の十月」(寛永14年の誤り)に肥前国島原の「在民」が蜂起したと続く。これに天草の者も呼応し、方々へ「我宗」を勧め入れながら藩の役人を殺害するとともに、島原・天草双方の城を攻めたと語る。ここでは、幕府の軍がやってくることに対して一揆勢が原城に立て籠もったとする話になっていないが、幕府による一揆鎮圧によって平穏がもたらされたという点では他の類書と変わらない。これにより宗門改が厳しく行われるようになり、寺請けが徹底された。加えて日本は神国でもあり、仏教と神祇信仰は平穏を保つための両輪であると指摘している。こうした近世人を取り巻く宗教環境や平穏は、徳川家による島原天草一揆の成敗によって実現したとする認識を、この史料からも読み取ることができる。日本型にアレンジされた、東アジア共通の儒教と宗教の上に近世日本の秩序が成り立っていたことは、拙稿「近世日本の政治文化とキリストン禁制」(『歴史評論』894、2024年)で素描したところである。

後者の「原草露命伝」は、島原天草一揆の実録物である。筋立ては、よくあるこの一揆の物語の通り、国を奪う目的で南蛮国からやってきた「切死丹」が禁止され、追い詰められた信徒が蜂起したと描かれる。以下、時系列にそって、一揆勢が島原城と天草の富岡城を攻めた後、原城に立てもこって幕府軍を迎撃つ戦闘の様子が続く。そして、原城落城の後、「邪

宗門」は絶えた上、人々はその迷いから解き放たれ、「天下太平」の時代となったと結ぶ。徳川家による太平の世の実現で最後を締めくくるという点で、この物語は政治権力者の仁政が世の中の繁栄をもたらすとする、東アジア政治文化を体現する作品でもある。

ただし、戦闘の過程については、間が飛んでいることを指摘しなければならない。上巻は、「切支丹」伝来から島原城・富岡城の攻防を経て、幕府軍の下向、一揆勢の原城籠城、板倉重昌・石谷十蔵の原城進発までで終わっているのだが、下巻は、寛永15年2月末の幕府軍による原城総攻撃から始まっている。つまり、その間の原城での攻防が抜けている。上巻と下巻の間に中巻が存在していたのではないかと考えるのが自然である。本史料はインターネットで売り出されたときから上下の2巻本であったから、出品されるまでに欠落してしまったのだろう。

間が抜けているのは残念なことだが、本史料の内容には注目すべき事項がある。

第一は、「伝二曰」・「或曰」というかたちで、巷に流布していた情報が豊富に記されていることである。たとえば、最初のそれとして、島原藩主松倉重次の父重政が島原に転封されたとき、将軍の意向として「切支丹」取り締まりの徹底を促され、忠実に実行したことや、「切支丹」の根源である「呂宋」を攻撃する計画を立てていたが、幕府からは許可が出なかったという話が書かれている。また、注目される伝え書としては、一揆勢の落人について、次の話がある。その落人がいには、元来「切支丹」でなく、にわかに一揆勢にからめとられ、心ならず籠城することになったところを逃げ出してきたという。

第二は、一揆勢・幕府軍の双方とも、その編成メンバーが詳細に記されているだけでなく、具体的な数字が示されていることである。一揆勢の原城における守備配置では、本丸に益田四郎とそれを補佐するメンバー6人のほか、2,000人がつめ、指物として「クルス」をかたどった「金瓢箪」が目印とされた、という具合に、それぞれ守備位置の責任者とそれにしたがうメンバーと人数、指物が明記されている。そして、「頭分」65人、「庄屋」32人、「軍卒」17,800人、「雑人」19,100人、総人数37,000人、という数字を上げる。幕府軍の総人數は見当たらないが、中巻に書かれているのかもしれない。一方で、大名別に討死数・手負数を「士分」と「雑兵」とに分けてそれぞれ記し、合計「死亡」1,168人・「手負」6,429人という数字を上げる。加えて、大名別に首をいくつ取ったかも具体的に記している。その合計は15,219であったという。物語の最後の「伝曰」では、一揆勢37,000人、幕府軍3,000人、都合40,000人ほどの死者が出たと指摘される。

第三は、松倉家家臣の野村次右衛門と内藤瀬兵衛について、主君松倉重次への忠義が賞賛されていることである。本史料では、松倉重次は父重政と異なり、譜代の家臣を遠ざけ、色を好み、酒乱で民を虐げる暗君と指摘され、それが家中騒動を引き起こしたとされる。本史料では、一揆が起こる2年前に、重次と対立して40人以上の家臣が出奔したという。この家中騒動については、近年、竹山瞬太氏が「島原藩松倉家における御家騒動の展開—島原天草一揆に至る「領地仕置悪」の一因—」(『紀尾井論叢』9、2024年)において新史料により明らかにしているが、本史料のような実録物にも、一揆の前提に島原藩の家中騒動があつたとする記述があることは注目される。また、筆者はこの件を、拙稿「島原天草一揆は江戸時代をどのように方向付けたか」(『歴史研究』730、戎光祥出版、2025年)で紹介した。

野村・内藤の両名は、その主君である重次が一揆の責任を問われて処罰されてもなお、忠義をつくした家臣として描写されている。野村次右衛門はもともと「南都春日之社家」であ

ったが、聰明で多芸の才能を持っていた。重次に重く用いられ、一揆の際にも武功をあげた。重次が死去した後、その死骸をもらいうけ、火葬の上、菩提を弔ったという。また、内藤瀬兵衛は重次の児姓上がりの者で、重次の不適切な動向が幕府から吟味された際、島原藩重臣の命令で江戸に指し下された。穿鑿にあたる幕府役人に賄賂 300 両の金を渡して、この難局を逃れようとしたらしく、それを託された内藤が江戸に向かう途中で重次の死亡を知り、京都所司代板倉重宗(当初の幕府軍総大将板倉重昌の兄)にこの金を進上しようとしたところ、板倉は内藤の無欲な姿勢に感心し、その金を内藤に任せることにしたという。そこで、内藤はその金を重次の菩提を弔うことにして使うことに決め、菩提寺は法事年忌を実行したと指摘されている。

以上が、本稿で紹介する 2 点の島原天草一揆の記憶を伝える史料の概略である。いずれも新出史料であることは間違いない。この一揆の記憶を伝える史料は、他にもまだ埋もれたままのものが存在する可能性がある。今後も、留意するべきである。

〈史料翻刻〉

【切支丹宗起之事】

切支丹宗起之事
安永七戊戌年二月央
巨摩郡塙川邑 武井勘兵衛

切支丹宗起る之事

昔元亀年中、南蛮之胡^{バンエビス}来朝して日本に渡り、其法を流伝せり、然ニ其法順理ニあらず逆、天正年中公方様より、種類を皆境外江^{ケイ}払ひ去ししむるに、其後又ばてれん・いるまんとゆふもの、四国に渡り奥行の法を授け、金銀を与て人をたふらかし我宗勧入、色々の術を行ひ是魔法也、故に又公方様より其者ヲ殺害被成、其法に趣者を一々殺し故に、世の中清平に成わしに、又寛文^(ママ)十四年の十月、肥前国島原の在民不意に一揆を起し、五郎太夫とゆふ者ヲ取立大将とし、甘草・島原の二島の者、徒党して在々所々に乱入、皆我宗に勧め入方々に発向して、其地頭ヲ殺害し、一味せざる者をは火を放て焼亡す、悉く大勢になり、甘草に城を構へ地頭代官の仕置をも用ひず、西国殊之外に騒動す、西国御目付より早馬を飛せて、江戸へ注進しければ、事大にしてハ如何有ん逆、公方様^ヲ石谷十蔵・板倉内膳守を討手に向られ、両大将西国に走て色々と攻けれとも、城堅して落事なし、次第に大勢ニ成攻兼率爾に亡し難し、其儀江戸に聞へしかば、又跡より松平伊豆守・戸田左衛門守、賊徒誅罰のため逆加勢ニ指下され、依之板倉の大勢にて近付来と聞而、板倉内膳者遂に甘草にて討死す、重使之両大将大勢にて攻ければ、明年五郎太夫自害し、両島平安に治る、依之西国はわけて宗門改嚴く、図逆一年に二度ツヽ切したんの図を表具して、老若男女共ニ踏せ、踏兼し者には吟味穿鑿のうへ、罪科に行とゆふなり、従是公方家康公^ヲ村々に高札を立、万民の宗門帳を取、菩提寺之印形寺請を取て、宗門改嚴蜜也、甘草・島原記と云書に書出、扱又日本ハ雖為神国、欽明天皇の御宇より始て、仏像仏經等百濟国より渡て仏法我国に弘通せり、推古天皇の御時に、聖德太子日本に仏法を弘めんため王子となり、夫^ヲ守屋大臣を討罰して四十八ヶ之寺を建て、諸国の神社に神意を聞て本地座を安置し、仏道に神道ヲ相兼て、民の形も仏神相兼半分剃落し、大名・高家・將軍といへとも菩提寺を定、況や死する夕部に至て者、僧衆をおたのミ剃髪して僧形と成、法脈を授て地獄門之手形となし、是を秘せいて、日本今一人として三宝に帰依せざるものなし、寺判無之宗門知れざる者者、譬他国に雖行、居住する事ならず、如來の教化広大なり、日本の諸神者仏の垂跡也、或ハ女体或者鬼体本地ハ三十二相の仏体たりといへとも、他慶利益のために垂跡して、千百化身して色々に分身し給ふ、然に唯一神者日本紀だも見ざるに、神道ヲしらさるのまどひなり、無知の人は其滑稽にまとはされて、菩提の心を捨て専罪業を作、惡道に隨の根本なり、有智之人者此理を明にして、神仏者車の両輪、一を欠者現未来の障と心得、常々信心専要たるへし

于時、安永七戊戌とし、仲春天神日写之畢
安永七年戊戌二月日
塚川住人源家也
塚川村 武井三之丞

【原草露命伝 上】

原草露命伝 上 目録

- 一 切死丹宗門制禁由来之事
- 一 切支丹一揆蜂起之事
- 一 島原籠城、附、切死丹一揆責城事
- 一 細川・鍋島両家出勢、附、鎮西御目付江戸江注進之事
- 一 天草切死丹一揆蜂起、付、島子本戸合戦之事
- 一 富岡籠城、附、一揆等責城事
- 一 西国騒動江府江注進、附、板倉・石谷肥州江下向之事
- 一 一揆等原城再興楯籠事
- 一 上使御目付并西国勢原城進發之事

切死丹宗門制禁由来之事

諸切支丹耶蘇宗門之起本を精尋に、其根元南蛮西洋国の邪法にして、日本戦国の時を窺、天文年中の比より次第に令伝來を、倭朝の人民を己が宗門に引入、終にハ天下ヲうハわんと謀れり、然ルに織田右大臣平信長公の御代、東西南北合戦の最中、天正六年摂州之守護、

荒木摂津守村重といふ者、毛利右馬頭輝元腹心の味方として、池田・伊丹・花能(熊・隠)三ヶ所の城に楯籠、茨木・高槻両城主お相隨ゑ、織田家江敵戦摂州・播州一図に、中国の道筋を取続、段々毛利家と牒し合せ、責登ルへき旨相聞ルに依り、信長公種々に堅慮を廻され、同年之冬多勢

を帥ひ、一ト先摂州表へ御發向有、此時茨木之城主ハ中川瀬兵衛清秀と云て、荒木村重外戚の甥也、高槻の城主高山右近友祥と云て大剛の者也、志が天性愚痴にて、切支丹宗門を深ク信仰令ル由聞へしかハ、信長公是を能幸と被思召、其頃彼宗旨を大導師と号し、伴天連と云者長崎へ渡り、又中国を経歴し、肥後国天草上津浦に住居せしを蜜に呼寄られ、種々御だまし頼ませ給い、高山右近を御味方に引入られんと謀らせらる、其趣ハ切死丹ハ新法に候得共、正直成宗旨と聞召及ハせられ候、然に右近無道の謀叛人に組仕候ハ、右帰依の宗門共正法にハあらじと覺ル間、向後急度御制禁可有、若此上宗門之正直を立候て、謀叛不義の摂津守を捨て、此方ゑ味方(不)仕候ハ、永ク切支丹宗門を御制禁可被成旨仰含られし故、伴天連畏而件の御物語を以、高山に説示せし間、右近即時に領掌して御味方に加ふしぬ、其後右

近方より茨木城中をも語らせし程に、中川瀬兵衛も又無異義御味方に参向せり、斯て段々御取詰メ有シ故、翌年終に摂津守一るい悉ク御退治ましますかゝりしかハ、毛利家も次第に弱付力を失ひ、それより中国筋忽御手に入、織田家天下一統の始ハ、高山が降参に依しを以、信長公御一代は前約を違られず、切死丹宗門御制禁の沙汰ハなかりしとそ、剩へ同九年二月の頃、南蛮人数多渡來し、彼伴天連を案内者として、信長公ゑ御目見ゑを遂しに、江州安土の御城下に於町屋敷お被下居住しす、それより而都鄙に此宗門の寺数余程建立成す、其上南蛮国の薬種絹布の類を献上し、又ハ商売せし程に、南蛮人ハ殊之外日本の重宝成ル由賞観有て、弥其併立置れしに、又伊留万と云彼宗門の導師來朝し、種々の教化をなしける故、猶此宗旨謾す都て此宗門うハベハ正直成様に拵、内にてハ人の心をたぶら(か)し、色々妙計様々成事を行業を顧し見せ、奇異の事に思わせ、愚昧の者を悉ク宗門に引入、則本尊をハ天帝又ぜんす丸と称し、じゆずおこんだつと唱、其外物毎種々之訓有所謂外道の法也とそ、然ルに太閤秀吉公御時に至て、諸宗の僧徒拷訴を企、近世耶蘇の新宗門興隆、信心の輩多分に及、仏祖伝来之宗門表発し、堂塔寺院ハいふに不及、仏祖聖經迄破滅に至り候、王法仏法の災害、天下国家之危難是に過候ハじと、一同に申上らるゝ、依之文禄四年以来、彼宗門御制禁之被仰出有といへ共、さばかりの御改と云品もなかりしに、東照宮御治世慶長年中より、改て御制禁嚴蜜に被仰付改宗仕、仏寺に帰服する者おハ、宗旨を転ぶと号て御赦免有、又改宗せざるをバ、悉ク南蛮国ゑ御追放被仰付、此節高山右近ハ入道として、南の坊と申せしが、何分にも改宗の義罷成間敷段申切ルに付、同拾八年是も南蛮国ゑ追放さる、勿論近代日本国ゑ渡來し罷有宗門をすゝめ、ひろめたる伴天連・伊る万杯といふ者共をも、ミな南ばん国ゑ追返させられ、翌拾九年御仕置として、山口但馬守重弘を西国ゑ被指下、此宗旨天下御太禁の趣お被仰付、御詮義專嚴ク成ス、其後寛永の始頃、八恵宇頭と云南蛮人、聊国法を背ける故を以、走テ日本ゑ渡來し、御忠節の言上可仕段相達けるに依て、委細を糺問させ給ふに、昔南蛮国よりそん国ゑ討隨ゑん為に、此宗門を彼國にひろめ、國中の人民を悉切死丹宗門に引入、心を傾させて後、何の手間も不入ろそんをなんばんゑ切取候、日本ハ金銀多ク、其外種々の宝物出る國成故、別而南蛮より望をかけ候へ共、御武威強ク干戈の盛光におそれ、勢力を以ハ敵し難、近世件の方便を廻しおそわんと謀り候、彼宗門弥興隆申候ハ者、末々如何に奉存旨申上候ニ付、此者至極の御忠節を言上せしと、御褒美有て御馳走被成、御扶持方御あてがいの上、屋敷所被下置、永ク居住可仕旨ヲ仰蒙ける、それより而其所を八重洲河岸と号呼けるとそ、件の言上に依て、切支丹宗門ハ弥日本第一の大敵也との御事にて、倍御吟味嚴重に成て、別段の御高札に被掛置、国々所々辺鄙島浦のはて迄、御改嚴成程に、方々より宗門の堂類搦捕、御仕置に被仰付しに依而、日お追月を越ルに隨い、此宗門漸ク滅亡に及けるとかや伝ニ曰、肥前国島原城主松倉長門守重次の父をバ、豊後守重政と云へり、元来和州筒井家ノ臣にて、石田治部少輔三ツ成家長、島右近が妹婿たりしが、慶長五年関ヶ原御陣の節、

嫁るいを離れて関東の御味方仕し、抽賞として大和国五左(条)と云所にて、弐万三千石を給わりしが、又大坂御陣の節も武功有りし故、弐万石御加増被下、都合四万三千石に成テ、島原の城ゑ被遣、其時の上意に、島原と云所ハ先年より切支丹宗門の輩多ク、以今ぞく令散在之由相聞ルの条、能々相改誅罰可仕と有て、江戸御城下御門番諸国在ばんの始より、彼宗旨改役人を數多定置嚴ク穿鑿す、惣而西国にハ此宗徒其節迄、所々に相残り居、就中島原

にハ夥敷散在し來りけれ共、豊後守嚴ク吟味をとげられ、毎日五人拾人宛搦捕、切捨火あ
ぶりはり付鋸挽等の品々重科に行、後にハ領内温泉嶽の山頂に極熱の佛湯有、此所ゑひこ
すりゆき、宗門を転ぶに於テハ^(助)介命すべし、さなくハ忽此熱湯ゑ打込ぞと云聞せ、請がハ
ざる者をハ段々なげ入ルに、暫ク有て毛髪計り浮出て、死骸ハとろけうせぬるにや、更に
見ゑすなりしとなん、扱又湯中に其色赤ク小サキ虫シ住て、ひらくとおよぎ行をかなし
やくしを以テすくい、上水ゑ入れバ其乍死せしとそ、か様に眼前すさましき罪責を乍見、
一人も宗門を転て^(助)介からんと云族なかりしこそ不思義也し著宗也、如斯形極罪の嚴制を
被行ける程に、追日段々邪宗の徒減少したりけるとかや、扱此豊後守は元も武備の心がけ
厚ク、英雄の士をゑらび召抱へ、鉄炮おも三千丁余所持し、其外兵糧玉薬弓箭武器馬具、
残ル所なく碇被置、且又家士吉岡九左衛門・木村權之丞と云者を商人に仕立、商船に乗せ
てろそん國ゑ往来させ、彼国の諸事を見聞せさせ、とくと様子お窺済て後、公義ゑ言上する
様ハ、切支丹の根源南蛮の西洋國も日本ゑ渡來する者ハ、先呂宋國ゑ着それより日本ゑ
入津仕ル事に候、某シ一分の人数を以呂宋國を責隨い、彼国に在ばんを指置、南蛮の足
かゝりを止、呂宋國に於切支丹を防候ハ、永ク日本の安堵たるべく候、此段聞召届させられ、
御免之上ハ早足渡海仕、呂宋國を退治可仕候、さも候ハ、某が知行高拾万石の御朱印に被成下候様にと願上ル、近頃大氣不敵成剛の者かなと、諸人取沙汰せしとなり、され
共公儀にハしかく御取上もなく、又無用共被仰出づして、先々向後領知高六万石の軍役
にて、可相勤旨被仰付被指置シ内に、豊後守寛永七年十一月十六日ニ行年五拾七才にて病
死せられ、其事止ず家嫡長門守重次遺跡無相違被仰付相続なりと云

切死丹一揆蜂起之事

人王百十代之聖朝(明正天皇女帝也)、寛永拾四年(治天八年)丁丑ノ春ノ頃も、將軍家(源ノ
家光公号大猷院殿ト)折々御不例之由にて、御表ゑ出御稀に御座ス旨、諸人種々の取沙汰し、
遠国ゑハ御他界なれ共、御隱蜜之由風説す、勿論其節迄ハ御嗣君御誕生御座^{シマス}さす、御懷胎の
御方有共聞へねバ、定て尾張右兵衛督殿(光友御後任従二位大納言也)こそ、御養君にハ立せ
給ハなんぞゝひそめき合、然ルに当年秋の半バの頃も、松倉長門守重次城下、肥前国島原辺
にて奇怪の天変あり、朝夕にハ東方の雲赤焼ケ、暮べにハ西方の雲赤焼、又所々に於テ不時
桜の花開キ發て、恰も純陽三月之景色に不異、諸人ミな天地之変相を驚キ見る、且又誰教る
者もなく何と云義も不知、島原辺の人民今年ハ世の中ずひ相すると云事を、女童ベ共に口す
さひス、後々聞ケバずいそふとハ、切支丹詞に世ノ中一度変じて、諸人悉ク切死丹宗門に帰
服すと云事也しとぞ、抑其起本尋るに、其頃島原の庄に隠熱せし切支丹の張本人ハ、大矢野
松右衛門・千東善左衛門・大江源右衛門・森宗意軒・山善右衛門と云五人の者、前キにハ肥後
國天草島之内、大矢野千東村辺に住居せしが、近年島原ゑ來り高木郡深江村に住、彼等ハ慶

長五年濃州関ヶ原ニテ亡シ、小西摂津守行長が家人なりしが、行長生がい切支丹に帰依せしを以、彼等も彼宗門に信著し、諸人をすゝめて申聞せけるハ、此廿五年以前(当ル慶長拾八年ニ)南蛮人我宗門の大導師、伴天連天下の御禁法に依テ、本国ゑ送り被返給ふ時、宗門伝法為とて一紙の末鏡を残シ被置、其書に曰ク、向年より五々の暦数に至テ、日域に宗頭老人出生すべし、東西の雲焼枯木に不時の花開、諸人の頭にくるすを立、江海山野に白旗を靡せて、天帝を尊時至ルへしと云、此書を考ルに則当年に及ベリ、正ク東西に雲焼る事夥シ如之、所々に於不時の花咲乱れ、就中大江源右衛門がにわの桜花紅色盛ンなり、又天草甚兵衛が子の四郎こそ、今年拾六歳にて諸学を流通シ、宗門の奥秘を極こふさい絶倫也、是宗頭と謂うべし、然者則末鏡の文符節お合たる如シ、天帝の恵之時至レリ、各一党に點心せよとすゝめ、当年世間隨蘇するといふ事おも、彼等が口より唱ゑふれしけるとかや、斯しかば諸方此宗門に帰服して、騒動する事斜ならず、爰に島原領中有馬村庄や沢右衛門と云者の弟、角藏と云者北有馬村三吉と云者、兩人先年御制禁の節、隠置たりシ切死丹本尊の絵像を取出シ、角藏が家に掛置、種々の奇瑞をいひふれし、十月廿二日ゑ復宗の諸人を集て、彼絵像をおがませ群集する事夥し、此事隠れなかりし程に、島原城中ゑ聞達ス、折節松倉長門守ハ在江戸なれば、留主居家老岡元新兵衛・多賀主水、大きに驚天下一統の御制禁、早足仕置可申付由にて、彼所之支配代官本間九郎左衛門・林兵左衛門に、足輕三拾人指添て、同廿四日に有馬村ゑ指遣シ、猶又近在之与党等穿鑿の為、上総村・小浜村辺ゑも、最寄支配之代官を分テ指被遣たり、本間・林ハ早船に取乗、早足有馬村ゑ漕着見れバ、聞しに違ハず角藏が家に、百姓男女充滿して、宗門の名号を唱る声かまびす、しかりしが者言語同断不届の至りと制止けれ共、大勢集居て耳にも更に聞入ず、ぼふ若無人の体也けれハ、即座に角藏・三吉并妻子共、都合拾六人を召捕悉縄を掛、足輕中間に警固させ、早足島原ゑ引遣シ、当代官ハ猶も与党を吟味せん為、其夜は近在に別れて止宿せり、然ルに徒党の者共、角藏・三吉を搦捕れし無念と言、最早事露顕に及し上ハ、遁るゝ処なしとや思ひけん、林兵左衛門南有馬村の岡といふ所に泊り居たりしを、翌廿五日の朝、大勢馳向て忽に殺害シ、続て本間九郎左衛門をも討果さんと相義する所に、本間ハ北有馬村庄屋長助と云者の方に止宿して居たりしが、此長助日頃九郎左衛門目を懸こんしを加ゑし者にて、其上切死丹に信心もせざる故、件之企を聞て早束本間に内意を告ケ知せ、弟善蔵・躬長太郎兩人を案内に指添しかハ、九郎左衛門主従四人同道、忍抜ケ出シ遠キにかた浪打際を伝イ落行に幸と、天草島より切支丹の絵像、拝シに來者共の乗捨置たる船の有しに取乗り漕出シ、有家村立石の沖と云所迄辛して落行す、有馬村の徒党等本間おハ討洩シぬ、直に北有馬村之横目室加兵衛を切殺シ、其外島原表ゑ瓦積に來りたる、船頭人夫拾五人も悉殺害す、且又島原より諸方ゑ分ケ遣シたる代官、山ノ内小左衛門をハ上総村にて討果シ、高橋武右衛門ハ小浜村にて殺害され、惣而今日松倉方の死亡、上下廿余人に及けるとかや

伝曰、くるすと云ハ南蛮国の冑の立物なりとぞ、其形日本のはり付柱にかたどり、是を小さく設て縄鉢巻にはさミ、前立に準し目印にせしと見へたり、且又仏像ぜんす丸と云ハ姥容なり、別にはり付にかゝりたる形の物有、さんだまりやと云、是を彼ぜんす丸片手に持居たる絵像也とかや、何れ忌ハしき形容成べし、一説に曰、宗門伝法の末鏡を書置たるハ、斜比惠ると云南蛮人也しと云

島原籠城、附、切死丹一揆責城ヲ事

斯て島原之城中にハ、角蔵・三吉等を本間・林が方々搦捕遣、其外与党の穿鑿にハ、諸代官を指出シぬれ共、猶無心元思ひ、翌廿五日見分ケの為、甲斐半之助と云士に足輕拾余人添て、有馬村表ゑ指遣ス、甲斐小船に取乗り、先有馬村源川ゑ着て、代官鈴島久太夫に会談し、有家村庄や源之丞、源川之老百姓吉兵衛・平作と云者共を案内の為、同船させて漕出シ、北有馬村蔵之下と云処へ船を着ケ相窺所に、切死丹一揆の土民等、何所もなく大勢押寄声々に罵

り、此度我々切支丹宗旨に立帰候条、年来の鬱憤お散じ可申と石礫^{ツブテ}を投打、鉄炮を発掛る程に、半之助が鎗持即時に打殺され、庄や源之丞も手負し故、小勢手向すべき様もなく、半之助早々船を漕戻シ去程に、有馬村の者共代官林兵左衛門・横目室賀兵衛を殺害し、又城用瓦積の船頭人夫おも切殺シする由、其外山ノ内小左衛門ハ上総村にて討れ、高橋武右衛門は小浜村にて害せられし段、追々島原城中ゑ相聞へしかハ各々大キに驚、時尅を移さず退治せんと、同日申ノ下尅岡元・多加両家老、有合士足輕四五十人計引ぐし、百姓体と謾ル心すはだにて船に乗り、有家村立石の辺り迄漕出せし処に、本間九郎左衛門に行合て、有馬表テの様子を尋るに、本間始終を残さず物語する所に、有家村に在居の代官鈴島(或ハ作手島)久太夫も此所へ参向し、有馬村北岡辺ニ一揆等相集り、八百余人鉄炮を揃て相待、島原ヲ討手むかひ候ハヽ、此所にて相さゝへ候内に、残ル一揆等多勢を以島原城ゑ責入、即時に御城を乗り取可申旨相義候段伝承候故、早足御注進申さん為罷出候と相演ル、又甲斐半之助も此所迄帰り来て、道々難義の趣を相違ける程に、岡元・多賀案に相違して、扱ハ此小勢を以征伐中々思ひもよらず、譬此人数にて当表テの一揆をバ追崩ス共、其間に指違て一揆御城ゑ責掛らバ、以ノ外難義たるべし、其上にて万一御城を責破られなバ、誠ニ一大事の義也、先々一尅も早く馳帰り、城中お堅固にして人数を配り、其後事を計ルベしと急き船を漕戻に、一揆はや諸方に蜂起して道々の陰表、我宗門に有ざる寺々ゑ火をかけ焼立、有馬村の湊その外浜辺に鉄炮の火縄の光り、星の如く輝ク故、各々肝を冷しける、され共岡本新兵衛ハ、松葉と云早船に乗しかハヽ、いつさんに城元ゑ漕着たり、然ルに島原城中ゑも一揆蜂起之趣、追々相聞へける程に、町奉行菅賀兵衛・岸田七右衛門、町横目森弥平次・池田権之助など、町年寄等を召集め町中の堅を申付、扱船場ゑ出かゝりを焼待居しかハヽ、新兵衛船より上り、則チ其場に人数を備へ、大身の鎗弐拾本、両方に立并へて跡船を待請、漸ク其夜の丑ノ刻計りに帰城したりける、然ルに島原城下の町人共申合、此度ハ大切之時節、殿様御留主御人数少なく、御事寸志の御忠節仕度奉存候条、武道具御かし被下候ハヽ、相勤可申旨願候得共、此節之義如何無心元と承引なかりしに、町人重而御氣遣い被遊候段御尤に奉存候、何分人質指上可申旨相願ふ故、其忠義をかんじて願之通りにぞ申渡シける、去程に両家長并に隠居家老田中宗夫相談之上、家中の士不残召集メて、此度の一揆存之外のきう変、大形ならざる大事に及候得ハヽ、我等共万端指図可致、千一下知相背かるゝ面々於有之ハ、吟味之上御法式之通り、急度可申付旨一々申渡シ、櫓を開きて武具馬具兵器を取出させ、それくに相渡シ明なば、打立征伐せしめんと終夜義しけるが、一ト先町人の隠居半入といふ、八旬計り成老人を使として近所安徳村ゑ遣、御味方申か又一揆等に一味仕ルかと尋させしに、此村の者共ハ御地頭ゑ対あらそふか、敵対可仕御下知に可奉隨旨申故、半入それく先の深江村ゑゆきて、庄や老百姓の集り居たる所に至、右之趣を云通じしに、返辞ヲバ何共云ハズ、岡元・多賀の両家老を散々に悪口し、半入にむかい己不謂使に来れり、打殺べけれ共、老耄町人の事故免スと云て追返ス、半入ほふくにげ帰て、件の次第を相違せし程に、さあらハ時刻を移すなとて、田中宗

夫ハ城中の堅メに止り、士卒半バを分ケテ城中に残シ置、岡元・多賀両守将、宗夫と田中藤右衛門を始メ、足輕大将拾余人、其外平士五拾余騎、雜兵三百余人を引具し、廿六日之卯ノ剋に先深江村ゑと押寄しが、彼所北の方に当り、寅畠と云所に野山有り、彼山の峠の打越に一揆共千余人伏居つゝ、一度に鬨の声を揚て発出シ、鉄炮を打かけ進ミ蒐ル、先手之足輕共鉄炮一ト放シ宛打けれ共、余り嚴ク蒐ル故二ノ玉を込合へず、鉄炮を捨て切合程に、双方手負死人の数多シ、一揆ハ大勢なりといへ共、流石に土民の事なれば、進退指揮の守将なく、鉄炮も惣人数一同に放つ故、玉薬を込間に城方ハ鉄炮共に手に分たれバ先手半分打払、一揆等二ノ玉を込間に、後より入替透をあらせざつるべ打、勿論太刀長刀各々修練の業なれば、切立突立ける程に一揆忽に切崩され、悉クに帰ル、此時城方にて富岡弥次右衛門・進藤与兵衛、鉄炮に中て討死し、松田兵右衛門・小木右馬之助・竹村新右衛門・中西甚五兵衛等深手を負イ、其外雜兵死凶拾三人、手負四拾五人と記しける、され共一揆をバ八拾五人討取ぬれば、猶も深江村迄追討踏潰さんと、各々勇ミ進ミけるを、新兵衛制して云様、いや少く一揆等此所計りに不限、有馬表を始諸方の蜂起見聞する所夥シ、一箇の微勢を以万方の群衆に当

らん事、手を以大海を防かんとするが如シ、一旦勝利を得つれ共、一揆の形勢中々容易の義に有す、其上我々出勢の跡を窺、敵徒若シハ城ゑ取かけ、城内小勢の事無是非城を破らるゝ事も候ハ者、以之外の大事成ベし、一先引入長崎と豊後府内の御目付衆ゑ注進をとげ、

隣国諸侯の加勢を乞、重而退治せしむべしと、其日未ノ刻に至て人数を班して、手負を介けて引退しが、案の如浜辺の方々諸方の一揆等、雲の簇如く跡をしたい、又ハ先へ廻らんとする体に見来ル故、猶更急で何れも無恙城ゑ被入ける、一揆共付入にせんと大勢、間もすかさ

ず城下ゑ押シ來り、町屋ゑ無二無三に火をかけ、一文字に城の追手搦手門際ゑ押寄、斧槌を以門の扉を打破、無対に攻入んとす、城中にも急に手分して、追手の門を岡元新兵衛・田中藤左衛門・井村勘兵衛・原兵左衛門・菅加兵衛・木村弥平次・林治部左衛門・相良金左衛門・白石市郎右衛門・曾我八右衛門・野村長左衛門・青木庄七・阿部四郎左衛門・同塙左衛門・馬場七兵衛・甲斐半之助等、三百拾余人にて堅メたり、搦手櫻の門をバ多賀主水・長や介左衛門・田中藤兵衛・岸田七右衛門・池田権之助・由利孫右衛門・井能介之丞、以下式百五拾余人お以

指堅ム、一揆ハ都合三千余追手搦手一同に鬨の声を作り、竹槍り鉈長刀山刀柄鎌鳶口等の得物々を提、思ひ少くに働くが、追手の門之扉を打破り、潜り入んとしたりしお、木村弥平次立ふさがり五六人突伏しが、如何しげん鎗を取落せしを、一揆得たりと奪取、則木村に突かるを、甲斐半之助横合より透さず、彼郷ウ民を切倒し、即時に鎗を取返シ、木村に渡して働くが、一揆等ハ偏に身命を惜ます、討タルゝおも顧ズ、踏越乗越進ミ入バ、城兵ハ元も名を恥義を重んずる勇武の道、爰を専途と防戦す、中にも曾我八右衛門ハ鉄炮の名人にて、大筒に数の小石を詰込、透間もなく放かける故、終にハ一揆等精力つき、少シたゆんで見ゆる所を、城兵一同に突出従横無導に蒐立れバ、なにかハ以たまるべき、右往左往に敗走せり、搦手櫻の門にても嚴矢鉄を飛せ、鎗長刀を揃て防しかハ、爰も同破ゑず崩れ立て引退ク、此時既に黄昏に及ヒしかハ、長追無益と制しつゝ、各々城ゑ入りたり、城中にてハ搦

手に於て井能介之丞討死し、追手にてハ青木庄七手負、其外雜兵討死八人手負廿壱人とぞ記シける、一揆をバ都合百三拾人討取ぬ、されバ城兵今日両度の働キ、残ル所なかりしとそ、其比世上風舌せしとかや

或曰ク、布津村・堂崎村・有家村の一揆共、今日深江村ゑ討手向由通シ有し故、右三ヶ村云談じ、か勢の為馳来ル所に、島原勢勝利をゑて早足引取ぬと聞て、ミナく手を空クし残念の余り、いさや此人数を卒し、島原の城を付入にして、乗取らんとて押持行程に、有馬村の一揆等深江村の残党も続キ、其外諸方の同るい追々に打立テける程に、三千人計りに及しにや、島原城下に至りしハ、右三ヶ村と深江村加り、八九百人程にハすきざりしとそ、安徳村ハ最前よりして一味せず居たりしかハ、此由を見て大きに驚さわぎ、牛馬に荷お付、妻子を率シて城下ゑにげ来り、此由を告ル故人々是を見るに、一揆等最早桜井寺・江東寺ゑ火をかけて真黒に焼立、雲に霞の如クおめきさけんと云

細川・鍋島両家出勢、附り、鎮西御目付江戸江注進之事

抑此島原の城と申ハ、往昔森嶽山と云へり、元和年中に当主松倉長門守の父豊後守重政、此所を見立有馬の城を爰ゑ引築て、島原城と号せり、高木郡温泉嶽の麓、海辺にて要害堅固の地也といゑ共、城主在江戸留主之義、無勢かたく籠城難義成故、早足江戸表ゑ早打を以件ノ趣を注進シ、翌廿七日未明に豊後府内之御目付、牧野伝蔵・林丹波守両所ゑ、以使者ヲ委細之趣を達、猶又隣国肥後国熊元城主(細川越中守忠利領五拾四万五千石ヲ)、肥前国佐賀城主

(鍋島信濃守勝茂領三拾五万七千石ヲ)、両城主ゑ使者を馳て援兵を乞あらわ、且又此程禁獄し置たる角蔵・三吉を、兩人始妻子以下拾六人を、今日不残斬罪す、又其比村々ご城中ゑ、細工に入込居たりし諸職人、鍛冶番匠のるい三拾余人、穿鑿うがくをとげる所に、各々在所々ご切死丹に立帰り候へとの由、書通数多所持せしに依て、是等も不残切捨、其外城内の奴婢僕従、大方地下の者成故、内輪より如何様成急変、出来せんも不知と氣遣しける折柄、案の如追手の門際にて火付お召捕見れば、家中の奴僕成故其併切捨にし、扱こそ評義して銘々無心元家來の分ハ、本丸ゑ使に云付指越ベシと約束し、則主人々より使に遣けるを、本丸に於テ悉搦捕、百四拾余人誅しける程に、弥城中人少なにぞなりにける、勿論家中の妻子童女老弱之分ハミな本丸ゑ取入、残ル士分わずか六拾余人なり、足輕中間ハ六七百も有けるか、此程手負討死し、過半追々逐電して、漸雜兵式百四五拾人程なれば、上下合テ三百人計にて籠城す、され共要害ハ堅固なり、城兵用意怠す義、氣を励し相守れば、一揆等もおそい来ず、小勢成故此上此方ご一揆退治の手出シハ一分にてハ思ひもよらず、偏に隣国の加勢主君の帰城を相待つゝ、只城を取れさる様にと計揉居たり、去程に熊元・佐賀ゑの使者到着して、援兵の義を演説せしに、両侯共に在江戸御留主なれ共、熊元より家臣志水伯耆、人数四千を領して、肥後の内川尻迄押出ス、佐賀イサも家老諫早豊後、人数三千を帥ひ、鍋島領内苅田の庄に陣を張されバ、隣国に如何様之事出来する共、御下知なきに国主より人数出間敷之由、兼て公義之御捷有故、内々にて加勢如何と遠慮して、両所共に領分堺に指控、各々豊後府内ゑ使者を立て相窺處に、鎮西之両御目付衆ハ、島原・熊元・佐賀三ヶ所注進を被聞届、色々評義せられしが、我々当地に居住の義、西国筋諸事見聞の沙汰之趣、ちく一に御注進可仕之段上意を蒙り、かやふに一揆など蜂起之節も大名を令指図、江戸江も不相窺加勢を出させ、合戦誅伐杯沙汰

取計ゑと有御下知をバ不相蒙、我々一分の了簡を以、加勢退治等之指図難成候間、御法式之通、公義ヒコヨリ御下知無之内ハ、他国隣境共に加勢之働不可有、我々が御奉公にハ、早足件之趣江戸表へ継船継飛脚を以、注進可申上候条、重而の御下知を相待れ可然との事成故、細川・鍋島両家の加勢ハ、川尻苅田の陣を引払て速に帰城す、扱御目付兩人ハ時尅を移さず、件之有増飛札を認、継船を以早々大坂迄注進有故、御城代阿部備中守正次、是を取伝へて早足江府ゑ早打を以言上せらる、其以後日々夜々の注進、江戸より御下知の次第、継船早打の往還、海陸共に昼夜の一時も間断なかりける、且又一揆等ハ島原の城をハ、責取事叶ハさりしかバ、それより温泉山ゑ引退キ種々評儀し、先天草之同るい共方ゑ通シ、手合すべしと早足小早船を仕立指遣し、其外遠近となく日頃切支丹の類門ゑふれ通シける程に、時をゑたりと諸方より馳集り、八千余人に及しが、猶も毎日二三百人宛に手合して、在々所々ゑ押寄シテ一味するをバ駆催し、同心せざるをバ片端シタマツ燒打にし、兵糧財宝を悉ク奪取し故、一揆大勢なりと申せ共、何に不足の事もなく、心のヒコヨリ併に漫ヒコヨリれ共、隣国之加勢も引、島原ヒコヨリ退治の沙汰も及バねバ、誰制止人のなき程に、十一月の初旬ヒコヨリ十二月初比迄ハ、おそるゝ事なくはつこうせり

伝に曰、此以後次第シテに、一揆等漫り夥敷き騒動に及しかハ、下説にハ牧野・林の両御目付、さりとハ念過不覺の至、細川・鍋島両家之加勢をかけて、早足ふミ潰させなバ、か程に漫間敷物を残念之義、畢竟両御目付の不了簡短智故也なとゝ云ひ合せり、されば此段ハ公儀の御大法を不知者の評論也、西国の探題なとゝ申やふ成事にて、大名にても有バ急事、江戸へも相窺ふに不及、早々下知をも伝へ指図をかふべき事成が、御目付役之分にて、左様にハ難成事也し、さればこそ此段の一件に付、後々迄両人共に何の御不思義もなかりしとそゆふ

天草切死丹一揆蜂起、附、島子・本戸合戦之事

其比肥前国唐津の城主、寺沢兵庫頭堅高の領分(本城唐津八万三千石、天草四万石、合テ領拾二万三千石)、肥後国天草島之内、大矢野村と云所に、益田四郎時貞と云童有、彼か父ハ益田甚兵衛といふて、小西摂津守行長に仕へし者也しが、小西関ヶ原にて滅亡せしより浪々と成て多年、肥後国宇土郡の片辺りに蟄居し居たりしが、聊の所縁ありて近年父子共に、大矢野村ゑ移住し蜜々に切支丹宗をすゝめける、然るに四郎ハ当年拾六歳に也けるが、天性利根惣明に神変奇異の僻者にて、自然耶蘇宗門之奥底を修学シ、探究様々行法を顕シ、伴天連・伊留万等が遺書を講説し、諸人をすゝめて云様ハ、天帝の恵正サに來り、日本國中願切支丹之代となすべし、其証拠を見せなんとて、あるいは空中を拓て鳩を呼下シ、掌中に戴て則卵をうませ、それを割て卵の中より、切支丹の経巻を取だして諸人に見せ、或ハ葦の竹に止りたるを、其併枝折にして持見せ、又天草と有間の間に、伊島とて人家拾七八軒住居せし小島有、此海上を陸地の如歩涉にして、足をもぬらさず、か様成奇妙の方便共を、品々行ひ見せし故、諸人悉ク四郎をおそれ尊ける、然も又大矢野村の庄や渡部小左衛門が弟ノ佐太郎ハ、四郎が姉婿也しが、此兄弟を始門人次第に多くなり、若年の身にてかゝる振舞、凡人の業に有ず、定て天帝の化現ならんと云ふらしける程に、宗徒百人に及ヒしかバ、事他聞に至らんををそれで、後にハ件ノ伊島ゑ渡り四郎が勧法を聞、又ハ何角と蜜々之儀をも談事ける程

に、おのずから彼島を談合島と号とぞ、然ルに十月廿七日、島原表の一揆等が方々、早船を以天草へ委を申シ送りけるハ、此表の義か様くにて止ム事を得す、押勝たる筋ニ成候へ者、其地にても速に思召立て、宗門を御建立候へ、左候ハ者四郎殿を宗頭と尊惣大将に奉願、

万端御下知を洩申間敷旨相達シける程に、四郎ハ元よりそきする所なれバ、早足応諾の返用

して、猶又島原領上総村の寿庵と云者、内々申合置たる旨趣有故、先彼等が方々命じて、一同の廻文を認相触させ、扱熊本領宇土郡の古郷、母姉妹等残シ置たるを急に迎取なんと、大矢野村の小左衛門(四郎が叔父、甚兵衛が弟也ト云)を頼指遣ス、小左衛門無恙彼地へ忍至、ミなく引具して船津村(一説ニ甲ノ浦)迄出て、船に乗んとせし所に、折節細川家にも吟味

嚴、津々浦々迄諸役人を手分して相守らせし程に、是を怪^{アヤシ}め悉く穿鑿をとげて、小左衛門を始四郎が姉妹奴婢迄、不残拗捕れて禁獄せらる、去程に益田四郎ハ日頃、宗門帰依之同るいを駆催するに、天草島の内大矢野村を始、上津浦・下津浦・千束・雜々島・柳ノ瀬戸・大島子・大浦・合津・今泉・内村・河村杯と云村々の者共、只一日之中に馳集り三千余人に及ヒしかバ、

則一揆の声を立島中を^{ハウ}横行する故其騒動不斜、寺沢^ヲ天草領仕置之為、指被置し富岡(天草城トモ云也)之城代三宅藤兵衛、此由を聞て大きにおどろき、島原表の一揆をこそ余そなから笑止に思ひ居たるに、此方の足元にもかゝる事出来とハ、努々存寄ざりし未タ多勢に成

ず、事の^(微)美成内にすミやかに退治せんとて、同廿九日手勢百余人に所ノ地土、又在々所々に扶持し指置ける歩卒等を召具して、三百余人鉄炮四五拾挺持者馳向フ所に、先達テ諸方々付候に指出シたる者共、段々途中迄馳帰り、一揆の勢夥敷事にて、凡四五千計りも相見へ、大矢野・上津浦辺^ヲ千束・雜々島・柳が瀬戸に至ル迄充满して候、此小勢を以中々御征伐叶候まし、かへつて御出勢有跡へ引分つて、御城^ヲ一揆等押寄候か、又ハ付入などに致候ハヽ、ゆゝ敷御大事可シ成、早々御引入有て可然と申故、藤兵衛案に相いして扱ハ率爾にかゝり難シ、然者先此辺計りも鎮メて帰らんとて、近郷の百姓妻子等を人質に取、急キ帰城したりしが、当城の人数計にてハ如何にも退治難成と、本城唐津急を告ケて加勢を乞、件之使十一月二日申ノ魁着船して、右之趣を相達ス、折節領主ハ参勤江戸詰の事なれバ、留主居の家長家臣^ヲ大きに驚、先早足に注進として、岸田双太夫と云士を、翌三日寅ノ魁江戸急打させて指下シ、扱其後各々寄合評義を疑すに、組頭の面々我もくと競ひ望故、鬪取を以加勢を相極、岡島次郎左衛門・同七郎左衛門・沢木七郎兵衛・原田伊予、以下四組雜兵合テ千五百人、同月五日に唐津を出船シ、千里も一時と急き馳たりしが、折柄冬空風烈ク浪荒れて、漸ク四拾八里の海上なれ共、同十日(或曰ク七日)に辛して富岡に着船せし、城中にも援兵の至ルに力を^ヲゑて勇をなす、され共富岡と云所ハ天草島の西北の隔の果辺堺成故に、居ながら一揆退治の方便もあらされバ、一ト先島子・本戸辺江出張して、一揆等を一ト当テあてゝ追崩し、りんき応変の謀事を用ユベしと評義す、されバ島子と云所ハ本戸の瀬戸を渡り越て、上津浦・下津浦両村の地続にて、本戸^ヲ四里へたゞり、大島子・小島子とて両口なり、是ミな島原天草一揆等通路の地成故、富岡城兵手分けを定、先唐津勢四組之内、原田伊予一ト組に三宅藤右衛門(藤兵衛一子なり)案内者として、士卒合テ五百余人島子表江馳向、両岡島・沢木三組に城代三宅藤兵衛、其勢合千戸百余人ハ本戸表^ヲ押出シ、同十一日^ヲ各々在陣したりしが、栖

本館と云所に代官石原太郎左衛門居たるを、小勢にて如何也、本戸江薈可然由云遣りけれ共、此処大切の場引取難き旨、返事する故捨置難ク、岡島太郎左衛門組弐百人を分ケテ、柳元五郎左衛門に願加勢に指遣ス、又亀川と云所ゑも沢木七郎兵衛を一組分ケ、渡部与次右衛門を添て、張ばんに指出せり、然ルに此辺南ハ高山北ハ蒼海イ、東西ハ山岸岨道にて一騎打

の難所なり、本戸(江)島子四里の間、一里余ハ遠き干(江)かたにて、汐の海干(江)を窺通路する所なれば、敵も味方も容易クハ掛合べき様有さる故、徒に両三日宿陣してぞ居たりける、然るに島原表之一揆等、兼而益田四郎か指揮を請てぞ居たりける、茂木峠日比の峠を指堅メ、天草表の一揆と牒じ合、長崎表ゑ乱入せしむべき評議也しか、此節富岡の城(江)出張りして、島子・本戸辺りに在陣する故、是そ望む所の幸なれば、先当島の敵と勝負を決すべき間、早々此方江馳向べき旨、重而四郎が下知に依て、島原表の一揆八千余人、同十三日天草ゑ押渡タス、四郎時貞大きに悦則手分を定、島原の人数ハ海手より船にて、浜辺へ下りに押寄させ、当表の勢四千余ハ山手より陸地を馳向い、先島子より取かけ打破り、それら本戸へ切入べしと軍

配し、両勢合テ一万二千余人、翌十四日卯ノ冠(江)一同に鐘を鳴し、太鼓を打立喚(メキサケン)叫(江)で、島子表ゑ攻掛ル、彼所の郷民等も兼而一揆一味の事なれば、己レ々が家に火をかけて、前後(江)蒐立ル城兵、爰を専途と粉骨を尽シ防戦するといへ共、元来不知案内の険阻にせまり、進退自由ならず、一揆ハ田夫強盛にして、山川に馴たる溢郷民等、崩石をは弥越かひどふを潜り

ぬけ、縦横無専(江)に殺入バ如何共すべき様なく、多勢に無勢不叶して、並川九兵衛・林又左衛

門・同小重郎・大野介右衛門等、枕を並て討死す、其外手負討るゝ者数多有、残兵悉ク敗走す、原田伊予・三宅藤右衛門も自敵に相当り、百鍛千練の術を振ひ稍圍を切ぬけ(江)引取しが、亀川の北之方にて、既に危見(江)たりしに、本戸の陣より此辺へ張ばんに出たりし、沢木七郎兵衛馳合せ、鉄炮廿余挺釣(江)横合(江)發掛たりしに、一揆少シ猶予せし故、其間に辛して本戸へに延ける、島子の陣を追討て、勝誇りたる一揆の勢あへ間も透さず、同日辰ノ冠海陸(江)勝鬪揚て、本戸の陣ゑ躊に寄かけたり、城兵ハ引入すべき間有ラざれバ、命を塵芥に比してかけ向ひ、七転八倒していどミ戦ふといへ共、稍ク一千余の小勢十分が一にも及ざれば、猛勢に蒐立られ丑ノ冠計に悉敗軍し、城代三宅藤兵衛を始、佐々小左衛門・川崎伊左衛門・今井重兵衛・小栗塙左衛門・佃八郎兵衛・細井源之丞・小川義左衛門、以下敗軍の中に討死ス、其外戦死手負過半にて、残勢漸ク引まとい、黄昏に及シて城ゑ引入ける、栖本ゑ加勢に行し岡島七郎左衛門・柳本五郎左衛門、如何しけん、今日一揆等彼所ゑハ押寄ざりしかハ、無恙代官石原を誘引して、翌日空ク富岡へ帰城したりしとぞ、されば今日島子・本戸両所にて、城兵の討死城代三宅を始物頭土分拾弐人、手負廿三人、雜兵討死百弐拾八人、手負三百四拾余人と記シけるとかや

伝ニ曰、上総村寿庵と云者の方(江)、相廻たるふれ状の写し有り、切支丹詞を以何も義理通せず、詰ぬ文言不分明成事なれ共、爰に記シて笑談に備フ

態と申入候、天人天降被成候て、せんぢよをハ天帝様より火のすいぢよ被成候間、何者也共切志丹に成候者ハ、爰元へ早々御越可有候、村々庄や長早々御覽の上、島中此状御廻シ

可有之候、せんちよ防候て切支丹に也候者ハ、御覽可被成候、天人之御使に候間、村々の者急度御申付可有之候、切支丹に也不申候者ハ、日本六拾六ヶ国共に、天帝様御足にて
(インヘルノ)尤へる野にふミ入可被成候間、其分御申渡可有之候、天草中大屋敷野に被成御座、四郎様と申御方天人にて御座候、日本將軍益田四郎太夫時貞公と奉号候、御下知仍如件

丑ノ十月廿九日

上総村寿庵判

富岡籠城、附、一揆等攻ル城ヲ事

島子・本戸の合戦に、富岡勢散々に討立られ、城代三宅藤兵衛お始、諸物頭討死し、其外士卒大勢手負戦死せし程に、今者中々征伐の方便思ひもよらず、此上ハ如何にも城を被取ざる用意の外ハ、他事なしと門を堅メ手配し、爰を大事と楯籠、然ルに此城三方ハ大海にて切岸高ク、一方口の難所分内ハ挟しといへ共、無双の堅城成事を、一揆も兼て知りたれバ、此勢に乗て城をせめ取、根城にせんと評義して、同十五日十六日両日ハ、本戸より富岡迄五里の間、民家寺院を悉ク放火して、同意せざる者をハ即時に殺入攻討ける程に、何れも

大形手に属し倍大勢に成て、同十八日ハ本志岐と云所を一面に焼払、則其場に陣取り勢揃して、翌十九日未明より富岡城を攻立る、城中にも兼而期したる事なれば、大筒西洋炮を矢挟間毎に仕掛け置しを釣ベ放ツ、真先かけて会尺もなく、本丸櫓下へ付たる一揆等、二百余入破落くと打殺されしかば、後陣ハ猶予して進得す、一揆の大将益田四郎如何思ひけん、諸方を下知して急に城お巻ほぐし、すみやかに本志岐迄引退しが、廿日廿一日の間に、夥ク楯竹束を用意して、同廿二日の未明より、又大勢にて押寄、伊勢殿丸に竹束を付、喚叫て攻かゝる、され共城中より例の大筒西洋炮連弩を発、且又此所を堅メたる並川太左衛門・島田重郎左衛門、鉄炮の上手にて十文め筒を以、竹束を巣打破ルといへ共、死生不知ノ郷民等討るゝおもかへりミズ、乗越はね越面も振ず、突戦して三ノ丸迄込入シが、沢木七郎兵衛が一組に、川岸茂右衛門・古川伝右衛門・同九市郎・渡部与次右衛門・小笠原斎宮・梨田弥五兵衛・柳元五郎左衛門・岡原彦兵衛・上月八助・呼子平右衛門等の勇士、其勢五六百を帥ひ、水の手口より殺出シ、鎗先を揃て突入て、縦横にかけ立れバ、一揆ハ流石郷民にて武用の方面にハ及バざれバ、散々に突立られ大将分にて馳向イし、上総村三郎兵衛・島原ミけると云者を始、三百余人討れしかば、右往左往に敗走す、城方にも岡原彦兵衛・上月八助を始、雑兵三拾余人討死シ、沢木七郎兵衛・古川父子以下五拾余人の手負也、中にも古川伝右衛門ハ敵三人に渡り合、突伏ル間に左右よりも切かけられ、深手三ヶ所負けれバ、其倒れ既に危ク見へし所へ、一子九市郎馳着、父をかこい敵と防戦し、一人を切倒し今一人ハにげ去ぬ、其身も二ヶ所手負なから、父を肩に引かけてしずくと引入たり、九市郎生年拾六歳、若輩の勲をミな人弥誉したりける、扱一揆等ハほふく本志岐迄退しが、両度ノ城責を仕損じ、死亡手負以テの外に多かりしかば、中々此城攻抜かたしとや思ひけん、敗軍を引まとい有馬の方ゑぞ引取ける、かゝりしかば天草表在々小時しすまりぬるといへ共、此程両三度の合戦に、城中にも死傷の者数多く、尤つかれ果たる上、一揆退治の術無勢と云、彼是難叶れバ引取たりしを幸に、只籠城を堅固にして、空ク日数を送りける

伝曰、古川九市郎若年にして、無双の勧成由取沙汰有しが、寺澤家滅亡の時浪人せしを、水谷伊予守へ被召出、家禄五百石お給わり、浅右衛門と改勤仕しけると云

伝ニ曰、島原ヲ半里程北の方、三江村の百姓等前方ハ御味方可仕由申ニ付、島原城中ヲ入鉄炮玉薬等を渡シ、狭間を守らせ置たりしが、彼等俄に心変て十一月上旬、鉄炮廿挺長柄三拾筋を盗取、夜中櫻の門脇塀裏ヲにげ出、一揆方へ加りし故、城中大きにおどろき、にけ残りたる者共三拾余人搦捕、一々首を刎て城外に獄門に掛けたり、扱三江村の一揆等近在を駆催し、数百人に成て村の後山の上に籠を立備へ居ル、然ルに三江村の内、杉谷と云所に松倉家所納の米蔵有て、兵糧を貯へ積置しか、三江村の者共敵と成ぬる上ハ、其併指置べき有ず、すミやかに城中へ取入べしとて、足輕大将十人歩卒四百人お帥ひ、同十日に出米七百俵取入、翌日も又六七百はこび取しが、一揆等ハ山上に居ながら、両日共に少も構ハざりしがハ、三日め十二日にハ城兵心怠り油断して、三江村一揆等があき家へ押入、取残シ有財器を乱妨し、あらそい合ヒ混雜の体を見済て、一揆等山上の籠をハ少も動かさず、千本木尾の平より廻り、林間藪の中を潜り忍ひ下り、急に耳元にて鬨を揚突出せしかハ、城勢忽に散乱しあわてさわぎし所を打立突伏ける程に、物頭の中、入江与右衛門・高畠次郎太夫・高橋弥治右衛門を始、雜兵四拾余人討れ、其外暦々手負多ク、惣勢三分二程ハ朱に成てにけ帰ル、城に其体見苦しかりし事共也と云

西国騒動江府江注進、附、板倉・石谷肥州下向之事

十一月五日馬ノ冠、鎮西御目付中ヲ継船の飛脚、大坂御城中ヲ相達しける程、御城代阿部備中守正次、御城番稻垣攝津守重辰、町御奉行久貝因幡守正俊・曾我丹波守吉祐、御船奉行小浜武部光隆、早足会合評談有しが、各々急キ早打を以江戸言上可然と有しに、備中守暫ク思案し、此義早足に江府ヲ相窺候共、一揆御退治可被遊御下知之外は不可有、継飛脚江戸・大坂之間行程百三拾三里、往来廿日掛り、扱御評錠一日以上十一日漸御下知を承りて、又西国へ通達するに海上三百六拾里なれば、順風にても十日ハ掛らんか、殊更此節西風烈ク、海路心に不任、折柄十四五日も掛ルべし、都合三十日ノ内の間にハ、一揆等次第に漫り誰構ふ人もなく、蜂起せバ倍太事に及ブへし、先鎮西へ早ク返簡を遣シ、守護之制止に能ハざる上ハ、隣国の諸侯へ相ふれ加勢をさせ、一揆漫さる様に料簡被致べき旨、御目付衆迄早々令指図、其後江戸へハ如斯、西国ヲの指揮仕候旨注進可シ然と有しかバ、各々此義に同せられ、即日先鎮西ヲの返簡を不被指出に、江戸への注進状を認メ、夜を日に継テ馳させらる、此飛脚同九日已冠に、江府ヲ到着して捧ヶしかハ、御老中御寄合於御城ニ、来札披見有ルに、去月廿四日五日両日、島原表切支丹之一揆等蜂起之次第、同廿六日松倉長門守居城ヲよせ来ルといへ共、一ト先追払候由雖然、一揆大勢徒党之義、守護の制止に難及之段を、鎮西の御目付中ヲ注進之趣、且御目付中へ指図の返翰を早足遣シぬる事、逐一に載る所也しかバ、則チ口聴に達せらる御評儀を凝されしが、其節迄ハ天草表之義不相聞へ、百姓等が一揆何程の事可有なれ共、御退治遅々に可及ラズとの御評義にて、則御簾本詰メ大名之中、板倉内膳正ミ重昌(参州中島領一万五千石)を以、上使として彼表へ指可被下に相極、即日午ノ冠内膳正召シに依登城あれハ、御座の間に於テ御直に上意之趣、今度島原表切支丹一揆騒動に付、上使として

其方指下ス条、早速一揆等退治可申付、監察使にハ石谷重蔵貞清(領千石御目付)を相澣指(添)下ス、討手人数をハ彼地の領主松倉長門守を案内者として、其外細川越中守・鍋島信濃守・有

馬玄蕃頭・立花飛驒守、家中も人数を出させ、其方下知し存分次第に進退指図を伝へて、一揆等悉く退治せしむべしとの嚴命、内膳正難有勤而御請申上らる、次に石谷重蔵をも召させられ、内膳正に相添罷下り、万端可申合旨被仰付、其後松倉長門守・同右近父子共に帰国の御暇を被下、且ツ細川・鍋島・有馬・立花之四家も、すみやかに人数を指むかふべき旨、一々に被仰出されける、去程に内膳正ハ申ノ尅に及て御城を退出し、直に土井大炊頭へ参向して、しばらく密談をとげて、酉ノ尅に至り宿所も帰らる、石谷重蔵も同上意を蒙、則内膳正の宅も來り諸事申合せ、陣用意出来次第一時も早ク打立べしと、供人の割申付武具馬具等それくの役人合期せしむ、内膳正常々武備の心かけ怠慢なかりし故、節に臨で手を突事少シもなく、用意悉く備りしかば、嫡男主水助(後年号ス内膳正ト)を伴ひ、石谷重蔵共に勢惣合テ五百人、同十日寅一天に宿所を立て、西国としてぞ趣キける、同十七日伏見に参着有所へ、京都の諸司代板倉周防守重宗(内膳正舎兄也)、此所も出向ハれ、面接の上万端申談ぜられしが、内膳正の無勢成を見て、物頭拾三騎に足輕百人を添て加勢せられ、それも同船して淀迄送り暇有、別て帰洛し給いける、内膳正父子・重蔵ハ翌十八日の朝、大坂に着船有てハ、御城代阿部備中守下屋敷に於テ、かたの如饗応有り、備中守申さるゝハ、島原表のそふげき

土民等の一揆、今までの事ハあらじと存れ共、追々天草表の騒動注進の次第、小綜の義に有ず、率爾の御動なく必しも慢給わず、御心長に御退治あられ候へかしと有ければ、重昌御懇情の思召悉、得其意候段相演らる、即晚ハ町御奉行曾我丹波守之宅にて饗膳有り、翌十九日に内膳正ハ松平新太郎光政之船八幡丸に乗、子息主水介重知・石谷十蔵貞清兩人ハ、小浜民部御預り之船に乗て、大坂川口迄押出せしが、打継キ大風雨にて浪荒キ故、心ならず兩三日彼所に淹留シ、漸ク雨風しずまりしかば、同ク廿二日川口を出船す、され共冬空西北の風起り安ク、日和能き事希にして、各々心ハ弥武に急ケ共、海路思ふ何んならねハ、漸々として同毎日豊前国小倉へ着岸せられける、島原の松倉長門守父子共に、上使と同日に御暇を給わりしが、如何ン共して上使も先立テ下向せんと、夜を日に継テ急かれし程に、同月廿九日に居

城へ馳着シ、先月以来の始終を委細に問訊し忙^{アキレ}果られしが、毎度の防戦に討死の輩数多なれば、何れも不便成ことと感情有り、然ル者共大形手負ぬれハ、是又報謝の詞を加へ、懇情をぞ尽されける、唐津の城主寺沢兵庫頭も、領分天草表の騒乱、追々上間に達せし程に、早東御暇を給わりしかば、夜を日に継て海陸を急き、極月四日に帰城せらる、其外細川・鍋島・有馬・立花ノ四家も御暇を被下、追々帰城せられける

大坂も西国へ船路の次第

播州尼崎	同国兵庫	青山大膳亮幸利領分
播州明石		松平丹波守光重領分
同国室		本田甲斐守政朝領分
備前牛窓	同国下津井	松平新太郎光政領分
備後鞆		水野日向守勝成領分
芸州蒲原		松平安芸守光晟領分
防州上ノ関	長州下ノ関	松平長門守秀就領分
豊前小倉		小笠原右近太夫領分

以上、是より島原江陸地なり

板倉内膳正息主水介重知、生年拾六歳、若年故何の被仰付もなかりしが、父と一所に西国ゑ
罷り下り度旨、九日の夜自身阿部豊後守の館へ行向相願ハれしかハ、豊後守若年の身忠孝を
感心せられ、シハラクシハラク小時御待候へとて、即尅夜中なれ共登城有しか、最早御夜詰引て奥へ入御有し
が、奥方御広間迄至り、御留主居衆を呼て、板倉内膳正躬主水介義、父と一所に西国ゑ罷下
り度段奉願候間、頼一任せ弥一同仕候様にと、拙者申付候段、御序次第申上らるべき旨、上
蘿元迄申通せられよと申置、其併立帰り、主水助に向テ、某只今登城し願之段御断申上候間、
此上は我等請負候条、早々御親父と一所に西国ゑ被下候得と有ければ、主水介御懇情之程忘
るべからず、忝奉存候と謝礼をのべて立帰、件ノ旨趣を父に告げて伴イケリけるとぞ、又松
倉長門守息右近重頼も、一同にハ御暇不被下、是又跡に於願上御免を蒙り、十一月十四日江
府を発シ、極月朔日に島原ゑ下着せしと云

板倉内膳正家中供奉之面々

池田新兵衛 村多八郎左衛門 武田七郎左衛門 都筑杢左衛門 堀内庄左衛門
勢田庄右衛門 中根半兵衛 赤羽源兵衛 卯貝左太夫 国枝義左衛門
米山与兵衛 小川又左衛門 石川市左衛門 星野惣兵衛 加藤源左衛門
村多弥兵衛 伊藤半之丞 相田七郎右衛門 水上十左衛門 黒沢十右衛門
岸田太兵衛 小林九郎兵衛 秋本弥右衛門 木田利兵衛 内山半左衛門
犬塚角兵衛 岸田五郎右衛門 木村弥五左衛門 勝次太夫 成田善左衛門
和田半左衛門 鈴木作左衛門 大川内丸左衛門 望月沢右衛門 小林弥左衛門
浅井太兵衛 神谷伝右衛門 平井重太夫 池田兵太夫 大塚久兵衛
渡部佐左衛門 鈴木介右衛門 室井七郎左衛門 前島太左衛門 渡部伊右衛門
川羽次左衛門 鈴木藤重郎 太田弥右衛門 浅岡四郎左衛門 水野江右衛門
鈴木与右衛門 浅岡茂右衛門 以上五拾人

板倉周防守家士加勢之面々

天野藤右衛門 渡部重右衛門 志水小右衛門 加賀山重郎兵衛 本多平兵衛
新家弥五兵衛 福永十兵衛 牧野善兵衛 田上与兵衛 森川権兵衛
福持九兵衛 新家七左衛門 中島重兵衛 以上拾三人

板倉主水助外、舅小出伊勢守吉親(丹波国綾部領ス二万八千石ヲ)も見送りとして、大坂
迄被指出し家士、直に供奉加勢する面々

武藤庄太夫 夫則武市太夫 小林長左衛門 以上三人

太坂町御奉行曾我丹波守も由緒有を以、家士坂井新右衛門を添らると云

一揆等原城再興楯籠事

島原天草両所の一揆等ハ、島原富岡の城をおそひシか共、攻取事不叶、其後ハ誰制するとハ
なけれ共、隣国の諸侯よりも、津々浦々を堅メふさき、番兵を厳ク洩出すべし方もなく、其
上江城より御誅伐之上使下向有由、勿論隣国の諸大名討手之上意を蒙、各々太軍をもよふさ
るゝの沙汰、追々にきこゆる故、兼而思ひ詰メし事と云、罪責既に極上遁るゝに道なしと、
倍に凶意を工ミし大将益田四郎

お始、宗徒の輩群集して宗氣をはけまし、評談を凝す、抑肥前国高木郡之内に、原之城と云古跡有、此所ハ往昔有馬修理太夫政純、同左衛門佐直純(代々島原城主、領ス五万三千石、慶長拾九年移城日州県、後名を延岡ト云、其頃直純ノ家督、同康純そうそくなり)、父の持城にて近国むるいの名城なりしが、先年有馬氏国替有て、日州ゑ移られしる以来、掃地に被仰付、ミズから草原と成果しを、取立たて籠べき旨、一揆等相談相極、諸方へ申ふれける程に、近郷里ハ不及申、他方遠界の徒党迄、一人も不残極月朔日に原の城跡ゑ馳集り、則首領益田四郎(一揆等称して号目下、將軍天地四郎と云)、下知を伝へ竹木を伐採せ、土石はこび集させ塀柵を付構へ、石垣を再興し堀水をさらへ、走り櫓を揚陣屋をかけならへ、朔日迄十日迄の内に普請悉成就せしかば、則春ヶ城と号呼、元来兵糧弓箭鉄炮玉薬等山の如に積貯へ、木綿太布を以簾指物を拵へ夥しく立并へ、扱柵柱ハ松の木之大サ二尺廻り計り成を、長サ一丈余に切て土底へ三四尺程宛堀込、塀の高サ七尺に立、大竹を割てしからみをかけ、煉塀の如ク厚クせし程に、大筒西洋炮と云共、たやすく透すべからず、勿論矢狭間、鉄炮狭間を一間毎にまぢへ切、弓鉄炮の上手を撰て、塀うらに控へさせ、塀下通りを五間に一ヶ所宛、

手形の石大小百計り宛積置、礮^{ツブテ}打の為之用意とせり、且矢炮のわざに堪へざる者にハ、鎗長刀其外得物々を持せ、四方の口々を堅メさせ、或ハ浮武者援兵として、一手々に組頭を立、鐘太鼓にて会図を定、尤女童迄組合礮を打せ、湯火をかけさせ、ほふぎよの介ケを成サしめんとす、惣而城中の小屋作り、穴を掘て柱なしのとまふきにして、住居寄手より射入打込矢炮を防の方便とし、又ハ火の用心の為とせり、如斯しつらいたる上、首領益田四郎軍機を凝し、昼夜二三度宛城中四方を廻り、謀略を授ケ計策を施し、衆をはけましすゝめ、其外目付横目を定、替り々に相廻シ、油断を改メ怠れるを制せしむ、勿論此城地東南西の三方ハ海岸屏風を立たる如クにて、船をよせべきやふもなく、北一方ハ陸地ゑ続きたれ共崖高ク、其下左右深田多ク、進退自由ならざる要害、一揆老若男女合テ三万七千余人、各々志シを一に宗門の為に、当城を枕として一命お捨んと一決し、たて籠りけるとぞきこへし

一揆籠城勢配之次第

- 一 本丸惣大将益田四郎時貞 指物金瓢箪漂、タボシ、クルスナリ
従軍 上津浦介蔵、有馬亀之丞、大浦四郎兵衛、山田右衛門佐、柴田六蔵、有江市之丞
合テ二千人
- 一 二ノ丸大将有馬掃部重政 指物茜吹貫
従軍 千東善右衛門、下津浦次郎左衛門、柴田源兵衛、梶緒蔵人、千々岩作左衛門、戸島惣右衛門、池田源左衛門、口津佐兵衛
合テ五千人
- 一 三ノ丸大将堂崎対馬次家 指物バレン
従軍 大江源右衛門、有馬三吉、大塚四郎兵衛、会田佐兵衛、北有馬久左衛門
合テ三千五百人
- 一 出丸大将田島形部高通 指物鳥毛
従軍 洛北小左衛門、藤田庄左衛門
合テ五百人

一 天草丸大将本戸但馬安正 指物馬闇
従軍 芝田六郎兵衛、上津浦三郎兵衛
合八百人
一大江口大将大矢野三左衛門
櫛山、千々岩、津、上津浦、従之ニ
合千四百人
一 池尻口大将蓑村由右衛門、木場作左衛門
安徳・木場両村の者共、従之
合六百人
一 田尻口大将深江沢右衛門
深江村の者共、従之
合五百人
一 遊軍大将大矢野松右衛門、山善右衛門
何方也共、防戦難義之持口援介浮勢、従之
合テ二千人
一 軍艦夜廻四鬼丹波、易吉、栖本左京之時
合三百人
一 軍奉行有江監物、入道休意、池田清左衛門、布津代右衛門、大矢野玄札(或曰天草玄札共云)、松平半之丞
合三百人
一 鉄炮組頭柳瀬茂右衛門
鹿子木右馬助、時枝隼人
合三百人 鉄炮二千挺司之
一 弓組頭会津形部左衛門、有江市助
合二百人 弓六百張司之
一 簾奉行高句權八、楠孫兵衛
合百人
一 普請奉行浜田三吉、藤並小左衛門
合テ百人
一 城中惣奉行蜷川佐京、森宗意軒
合百人
軍談相伴人
芦塚忠左衛門、渡部伝左衛門、赤星主膳、馬場休意
会津宗卯、会津右京、毛利平左衛門、松井甚右衛門
泰村休沢、三宅次郎右衛門、林七左衛門、内田塙之丞
久田重郎左衛門、以上拾三人ハ無役、軍術相談人也

軍中案内者

上総村 庄屋 介右衛門 三平 寿庵
堂崎村 庄屋 市右衛門 久蔵 次兵衛
三江村 庄屋 次左衛門 六右衛門 次太夫

有馬村 庄屋 次右衛門 半右衛門 長助
有江村 庄屋 久作 甚右衛門 清次郎 長右衛門
口ノ津村 庄屋 甚右衛門 次郎兵衛 甚吉
布津村 庄屋 久兵衛 吉蔵
木場村 庄屋 角内
櫛山村 庄屋 宗右衛門 太郎兵衛
深江村 庄屋 勘左衛門 作重郎 太右衛門
小浜村 庄屋 久太夫
下津村 庄屋 次郎太夫
上津村 庄屋 七左衛門 市兵衛
天草 大庄屋 七右衛門

以上三拾弐人

頭分合テ六拾五人、但シ益田四郎共ニ

庄屋合三拾弐人

軍卒合一万七千八百人

雜人老若男女合テ一万九千百余入

惣人数都合三万七千余

上使御目付并西国勢原城進發之事

十二月朔日、板倉内膳正父子・石谷重蔵、豊前国小倉を立て、翌二日肥後国高瀬に到着の所

へ、豊後府中ら牧野伝蔵・林丹後守来会有て、一揆の次第委細に演^(音+寅)説せらる、其外近国の大名より之使者、各々此所ゑ参上万端指揮をまて窺、且ツ江戸表跡より当分之為使者ト、松平甚三郎・馬場三郎左衛門・榎原飛騨守、追々に下向せられ、高瀬に於テ各々会談之上、則チ嚴命之趣、肥後・肥前・筑後、三ヶ国之人数ヲ以可令退治之条、右三州之城主自身、或ハ陣代を以早々島原表ゑ出勢可有之旨相ふれらる、同三日内膳正父子・重蔵、高瀬を立て、肥前国神代に着陣、馬場・榎原ハ是にしたがハれ、松平甚三郎・牧野伝蔵・林丹波守ハ、天草表へ指むかわる、翌四日には鍋島信濃守勝茂(肥前佐加之城主)之留主居鍋島安芸、先陣として島原城辺木場村六本松ゑ着陣すれバ、後陣ハ信濃守の両男、紀伊守元茂・甲斐守直澄等、同五日の朝今村辺迄相続く、其勢合テ一万二千人余也、此日板倉内膳正父子・重蔵ハ、各々行列を揃て島原ゑ入城せらる、城主松倉長門守老臣田中宗夫、七十余の老法師武者成ガ、未タ具足を着し甲をハ脱て高紐ニかけ、半途迄御迎に罷出、其武者振ゆゝ敷見事なりしが、各々懃懃に色代有り、老体の遠ク出向ハれし段、大義千万之旨挨拶して、則城下に至れば、宗夫屋敷を明ケて招請する故、各々爰に止宿し給い、且又松平甚三郎・牧野伝蔵・林丹波守ハ、天草表へ到着ありし所に、五日之晚景、細川肥後守光利(越中守忠利息)三千余兵を帥ひ、陣代として着せらる、寺沢兵庫頭も唐津ゑ帰城の上、早速此表ゑ馳着れし故、翌六日三監察右両将に指揮を伝へ、天草中をくまなく扒せられしか共、一揆不残原の城ゑ渡海したてこもりたる事なれば、男女共に一人も居ざりし故、郷村間にせきりやうたり、依之細川・寺澤両人共に、島原表へ出陣仕度之旨相願ハるゝといへ共、兼て上使より指揮之趣、兵庫頭者領分たれバ、しばらく此表に留り、猶又一揆同るいの穿鑿吟味をとけらるべし、肥後守船手の押へ、堅ク

相守らるべしとの事故、各々其義に隨へる、三監察使ハそれよりも、直に原之城ゑとさし向
へる、去程に島原にてハ、板倉・石谷・松倉父子、各々軍機を凝し、六日の巳慰遠発有、一ば
んに松倉右近案内者として、三百人真先に押出せば、続テ同姓長門守千余人を引率し、行列
正ク押せたり、次ニ板倉内膳正父子・石谷重蔵、諸軍の命を司トリ、巍々然として押出さる、
鍋島家ハ大軍故二手に分リ、別格に六本松今村より、雲に霞の如ク出勢す、其外面々一勢々
隊伍を乱さず押行ク、其日ハ安徳村ほふしの尾に宿陣し、翌七日ハ深江冽輪の上、栗林に至
り、同八日有家村堀之内に着陣し、此所ゑ松平甚三郎以下の三監察來会せらる、翌九日払暁
に又打立、道筋に有ル凶徒の明キ家共を焼払、其日ハ北岡と云所ニ、惣軍宿陣する所へ、筑
後国柳川之城主立花飛驒守宗茂(領十二万石ヲ也)之息男、左近将監忠宗二千五百余人を帥
ひ着陣す、是ハ父飛驒守江戸より、去四日に柳川へ下着有しが、聊相いたわる事有を以、先
陣代として早東忠宗を指出さるゝ由也、爰に於諸大將会合、城攻の評儀とりくになりとかや
伝ニ曰、板倉・石谷島原に着陣して、一揆等の在所を尋ルに、定かに無知る者、其故ハ島
原・富岡の両城を、最前一揆等が敵攻立し故、小勢にて中々是を征し兼、千一城を被破て

ハ武門のかきん、其上兵糧玉箭を奪レナバ、却て一揆へ合力介成する道理也、何分防禦を
堅クし、城を落されざるを勝にせんと、各々門戸を閉、守衛を專にのみして、出入を止し
かハ、一向に外の事を不知、又近堺少身之領主などハ、五百や三百の人数にて、たやすく往
還の通路も難成故、中々斥候をも出シ得ず、閉籠居けれハ、偏に一揆等の為に閑を居
られし如クに成て、其動変行衛を知れる者なかりし所に、松倉長門守家士、八日の暮方首
越と云所にて、一揆方の落人を一人掲げて、委細を糾問するに、一揆等原之城を再興して、
たて籠たる由、其外人数要害等之次第、有増相知レしとそ、件ノ落人ハ元来切支丹に不有、
急に一揆等に掠被取、心ならず城ゑ籠りしが、にけ出たる様、後に介命せられしと云

原草露命伝 卷之上 終

【原草露命伝 下】

原草露命伝 卷之下 目録

- 一 原城惣責、付、諸家働之事
- 一 原本丸惣乗り落城之事
- 一 山田右衛門佐め万死事
- 一 水野美作守ト有馬蔵人直談之事
- 一 諸将凱陣、付、鍋島・榎原逼塞之事
- 一 松倉・寺沢両家御仕置、付、野村・内藤忠節之事
- 一 原城之図

原城惣責、付、諸家勧之事

斯て諸大将上使の之触を守り、二月廿七日の早朝、戸田左門陣所ゑ集会せらるれバ、伊豆并御目付中参向有、暫ク明日城乗之評定も相済、濃茶一ト通り出て、既に巳ノ尙に及び、各々退出に趣んとし給ふ所に、左門斥候の栖楼番之者、陥きこゑにて、鍋島殿之手より城を乗候ぞやと呼リ立ルを、伊豆守聞付られて、さハ有まじ、如何に見張りたるならんとの給ふに、再往弥乗申之旨達る故、伊豆守心輕キ大将にて、自身栖楼江走り上り見給ふに、早火之手を揚乗り込体なれバ、急ぎ諸将ゑ告ケ知せ、既に如斯成上は、是非を論ずるに不及、此競ひに一同押寄、乗取ルに如者なし、此上ハ先陣後陣之手分ケも不可入、諸手思ひくに御蒐あれと指揮あれバ、諸将ハ元来好ム所之幸イなりと、面々先達而陣所々江人を走せ、馬引寄打乗リ々駆出さる、鍋島信濃守ハ、扱々我等者共、卒忽成事を仕出シ、近頃笑止千万と云さまに、出丸ゑ詰メ掛迫もの、卒忽ついでに只乗崩せ、踏潰せやと下知せられ、其外諸手之陣ゑ我

負らじと柵際迄人数を出シ、ミな大将之帰りを待中にも、水野日向守ハ其日之評定にハ無出

座、息美作守計被出しが、件之告を聞と等ヒトシく孫之伊織を伴ひ、諸勢を帥ひ鍋島家の仕寄場迄詰掛、まん丸にそなへて、作州之帰りを相待事、作州の馬ハ白川月毛と名付、公方の押領之免物なれバ、只一馬に乘着て馬上にて具足を着シ、上帶をしめ付、いざかゝらんと、采幣を振て進まるれバ、息伊織拾四才にて父に續て馳出ル、惣軍是に隨て我先にと、鍋島勢を押分駆抜、塀の手を折違に本城を目掛て突進ム、鍋島人数ハ今朝の粉骨を尽し、出丸を乗崩し、二ノ丸ゑ込入といへ共、一揆等も爰を守シ途と防戦する故、互に手負死人夥く混雜紛乱する中お、美作父子面もふらず駆通り、本丸ゑと乗掛るに、一揆等ハ鍋島勢に、出丸おバ不意に乘被取、二ノ郭も危く、三ノ丸ハ細川勢散々に責立ル、天草丸ハ黒田家の従横に揉立たり、

其外諸方之口々、寄手之諸将最早せく思ひくの奮戦に、何れを救ひ何方の援介(助)を頼ん様もなく、転到迷妄する計りなり、され共本丸を肝要と矢石を飛せ、鉄炮を発し事、雨や雹のふるよりも、猶繁かりしかば、真先かけて塀下石垣に付寄たる、水野家之家臣浅沼舎人を始、

歴々之士拾四人、雜兵合て百余輩忽に打殺され、手負ハ猶更数知レズ、流石猛勇之水野勢も、聊力進兼而見へけるに、美作父子馬を乗放て掛寄り、斯計詰寄せて乗得ズハ、生きて帰らん様ハなし、続けや者共とて蒐らるれバ、一番に神谷塙之丞、旗壇本持來て、旗竿を杖にして跂上ル、續て近藤七兵衛、作州之馬印金の把熨斗を自身奔て乗越たり、此者共ハ日頃鷹野鹿狩に、山川共に達者成故、本丸の高石垣を乗上ル、松之丸に旗馬印を押立ル、作州・伊織も引続て石垣を乗越たり、臣軍我負らじと踏越て、同音に鬨を揚にする、日向守者後陣の作州父子之本丸ゑ乗込ミらるトを見て、今生の思出在命の本望是に過ず、美作事ハ大坂之夏陣に、弐拾六歳にて手に合、高名を顯したり、伊織ハ漸々拾四才、志学に満てぬ歳齡にてかかる拳動、水野家代々武篇相続之事、長生しての満足、此上不可有と悦ばれぬ、爰に有馬左右衛門佐之息男蔵人ハ、英氣勇猛之若大将、兼て本丸之先登を心掛、先キ手を押分て馳抜、郎等只壱人に鎗を持せ、西の手天草丸の方の、松ノ丸に横合に乘掛リ、五間計リ有ル石垣をか

け上り、今一足にて踏越んとし給いしが、如何被思けん、少シ猶予して大音ヲ揚ケ、今日大將分にて本丸之一番乗りハ、有馬藏人成ぞや、他家の面々能々見て置ケと名乗て、早乗り上らんとする所ゑ、水野家之土鈴木半之丞と云者馳来り、十文字之鎗を以藏人を押江てあけず、本丸之義ハ先達て水野美作守父子一番乗込、旗馬印おも立置候処に、只今御出有て一番乗とハ、得こそ申サせ間敷候、二番乗り有之義も候ハゝ、ともかくもと断て、若返答に否有ハ、忽石垣カシマツチ空落さんとする氣色なりし故、藏人然バ作州に継てハ、此藏人なりとあれバ、其時半之丞謹而御意之如ク、美作守に指継てハ、御大將分之御方誰様にても御見へ被成ず候へハ、無紛御前二番乗に被成御座候と詞を堅め、則藏人之手を取て、石垣之上に引上ル、藏人剛強之大將成故、主従只式人行掛りに、詰之丸喰違之所迄詰かけ、水野家の旗馬印の有所へ至り、作州ハ何所にぞと尋らる、旗奉行神谷空之丞、馬印奉行近藤七兵衛、両人手を束ねて、美作守父子共に腰郭之上に控へ罷有、旗馬印ハ爰に立させ置候と答、藏人扱ハ旗馬印おハ、無紛先達而入レしか共、作州自身乗入られしハ、我カミ跡成を出シぬかれたるにこそ、さも何れ大將分にて、自身本丸へ乗入たるは、我一番なりと思ひ込レ、後々迄あらそひ給いしとぞ、扱美作守ハ藏人跡カシマツチ乗入、先き手へ押詰メ居らるゝ由聞届られ、家士今枝甚左衛門を使者として只今御出之由、自分義ハ御後のくるす立候所に罷有候、其辺にハ旗馬印を立置、足輕共に鉄炮を打タセ、敵を押へさせ置申候、貴将にハ御人数も続不申候由、若くハ夜に入敵徒突出ル事も候わんが、手前と一所に御奮候て御入候ハゝ、申合下知可仕にて候と云せられしに、藏人始て扱ハ作州にハ、我等よりハ跡に御越にて候な、拙者義ハ少にても敵合近き所が好きにて候間、それゑハ參間敷候、又夜に入て敵突て出べきやとの御気遣、余義なく候、乍去其段ハ我等是に罷過候間、御気遣あられ候など、如何にも強たる返答なり、今枝則立帰て、右之趣具に相達すれハ、美作委細聞被届、夜に入なば敵突出ル事可シ有、さも有バ藏人も人ハなし突立られん、崩れ来ルハ必定なり、然時ハ藏人も込メ可討と下知を伝へて、其身ハ牀几に腰をかけ、士三拾余人に鎗衾を作らせ、追々來ル輕卒合テ百人計にて、前後圍ませて待かけらる、家士も追々跡カシマツチ駆集り、上下三拾余人になりしかバ、自鎗を携ゑ無油断士卒を励し、夜の明方迄待れしが、其勢にや怖たりけん、突出ル沙汰ハなかりける、扱細川越中守・同肥後守父子ハ、東方日ノ上口カミ大軍を進メらるれバ、御目付馬場三郎左衛門此手に有て、諸士之働を検察す、三ノ丸お堅メし一揆等、兼而ハ二ノ郭ゑ奮し由聞へしが、さもなくて所々の狭間カシマツチ弓鉄炮の数を尽して發出ス故、死傷算を乱すが如クなりといへ共、大勢の勇

モノ、カズ
士屑モノ共せざれバ、死人を飛越手負を踏越、無二無三に押破り、八方カシマツチ乱入て忽三ノ丸を乗崩、終に西ノ冠迄に本丸海手東方半分余を乗取、大柵を振り篝を焼て、九曜之紋の旗を押立、夜の明るを待れける、扱又黒田右衛門佐・同甲斐守・同市正兄弟三将ハ、一手に連り西の手大江口カミ責入、天草丸を乗んとすゝまれしが、右衛門佐元来剛強成大將にて、此度陣場難所故、仕寄も諸手より出るうへ、又今日も鍋島に先をせられ、旁以心せき素肌にて馳給いしを、老臣黒田美作入道睦鷗是を諫メて、か様之節大將杯の具足を被召す候得バ、狼狽武士とて古来カシマツチ武道を嗜弓取之上にハ、殊之外笑ひ申事にて候、譬具足を着シたり共、足りに成事にてハなく候得共、鉄炮嚴敷逼合に輕々敷御形勢に候、早々御鎧を被召候得と申ニ付、右衛門佐則具足を着られしが、かぶとを着てハ四方見へ兼、氣之毒なりと掲布の手掛を以、弁慶包と云物に鉢巻して、駆よ進めと諸卒を下知し、轟にぞかけられける、大江口を堅メし一揆等も、先達て皆天草丸へ奮入一所になり、其外遊軍加勢共に、五千余人を守将本戸但馬、是

を領して弓鉄炮を揃へ、今日限りと防戦する故、黒田勢目之前に死傷の山を築上ヶ、少シ自向てかゝり兼たる体なりしかば、右衛門佐自鎗を取て真先に進ミ、大音あげて各々数代重恩之者共、主人之用に立ん事、此時に相極マる所に、何と臆れて見ゆるぞや、右衛門佐一代之恥辱を取するかと、鎗の石突を天地に突立、八幡太神も照覧あれ、弔に於てハ此所を一足も

引間敷と、鉄炮烈き場に采配を振て苛られし程に、誰かハ少も猶予すべき命を、風塵に抛ち粉骨摧身して突進ム中ニも、黒田睦鷗抜群之手段を顕し、横合ナケと蒐割突立ける程に、一揆等若干討れて残ハ本丸ゑ引入しかば、西ノ冠下りに天草丸を取敷て、則其夜ハ爰に陣せらる、其外立花・有馬・小笠原・寺沢・松倉之諸家、伊豆・左門・板倉主水諸監察使、并島津家之陣代、

松平丹波守之臣軍、各々思ひイクアイの動して分捕高名とりシテなりしが、何れの手も同ク日没に及び、本丸をのル事不叶して、皆悉ク二三之郭之間に陣取つゝ、明るをおそしと待れる傳ニ曰、水野日向守児姓に三吉・次郎九郎とて、生年拾五歳に成し者供せしが、前廉ラムと原城一番乗水野美作守勝重内三吉・次郎九郎、宗久と紙札に書記、具足之鼻紙入に納所持したり、扱城乗の供して蒐走り、健気なりしかば、諸人是を見ル人毎に、何誰殿手之人にや、少人の持風俗見事なりと、其名を尋ル時、件の鼻紙入之中成書付を出シ、是を後日に御覽被下よと云て渡シける程に、受取たる人皆綿囁に押入て帰り、後日に右之書付を披露して、次郎九郎志を感誉る者多かりしかば、終にハ日州・作州之耳に達し、若輩之身として城乗之壱番を心かける之段、英雄の志備れりと称美せられ、殊更日向守ハひさ元迄、次郎

九郎を召て前髪を押（撫魚）て、末々伊織が用に立べきものなりとの給ひ、甚賞談し給い
けるト云

又曰ク、黒田右衛門佐元来大剛強の大将にて、本文に見ゑたる通り自身真先キかけ、無二無三に乘崩さんと苛らるゝ故、黒田睦鷗種々諫むれ共、用給わざ故睦鷗ハ手勢を引分、悉側に居敷せ戦せず、其身ハ仮牀机に腰打かけ、虚嘯て敵味方の様子を詠居ける故、右衛門佐腹立有て直に馳向い、其方ハ我等祖父如水以来武功之士、聞伝へたる程もなく、何とて一働不仕、但シハ老耄せしか腰抜たるかと努らるれハ、睦鷗等て未タ塩梅不調見計罷有候、能時分是より御左右申上候半、其節御下知有て御乗せ候へと、少も騒がず申故、右衛門佐弥憤き給イ候、手討にもせんとする程に思われしか共、天下に無隠睦鷗事と云ひ、其上舎弟市正間へ入て、先睦鷗申処をも一通り被召聞候様にと諫メられ、漸クしづまり居給ふ所に、暫有て睦鷗采配を振て、最早時分能ぞすゝめやと、諸卒を下知して突入バ、即時に天草丸を乗崩シける程に、右衛門佐も我を折給い、落去以後睦鷗にむかい、抑此度之城乗りに我等じしん下知お伝へ、両三度迄蒐進メしか共、乗り得す所に、其方采配を振て只一舉して乗得たる事更々分別に能ハす、定て思惟せし所有つらん、委細に其意味を聞度由所望あれバ、睦鷗畏て御不思義之趣、別之子細候ハズ、惣而城乗と申ハ、諸手より乗掛る大辻お考へ、大方タ諸方之責掛る半バ頃迄見合、其間を会訛置て能監合と思ふ時、味方の手負死人おも踏付シテ、無二無三に乗り候得バ、終にハ乗得る物にて候、未タ諸方之責掛らざる以前より、早いがよいとて、一ト手計乗りかゝり候得者、城中之敵徒先何れにても、強き方へ介合申物にて候ゆへ、むさと手強ク急に責かけ候ても、無理にハ不成ものに御座候、惣寄手諸方大方乗かけて、城中持口之者共手前シテ闇敷なり候時分を見合、無二無三

に乗掛候へハ、終に乗得るものにて候、夫故再三暫ク御見合候様にと申上候得共、御憤遊ハされ御承引なく無理無体に御乗崩さんと御掛得故、歴々のもの共大勢討死仕り、可惜事不便千万、今更残念至極に奉存候と、なミたを流し憚所なく申上けれハ、右衛門佐後悔千万せられ、甲斐守市正を始家中一同、睦鷗之老功今に不限感賞し、右衛門佐ハ即席に手自腰の物を給わり、賞翫弥増なりしとかや

伝ニ曰、御目付之内榊原飛騨守ハ、鍋島家之檢使として彼手に指添被居しが、信濃守願被申けるハ、我等家来共に仕寄竹束付を習せ申度候得ハ、乍御無心町場五六間程も御請取之内、御分ヶ被下候様にと有ける故、武士之道不知案内之用人・出頭人杯ハ、御檢使之御所望之事に候へハ、御分被遣可然旨申けれ共、信濃守思慮深ク承引せられず、知行高に応じ上使ヲ割渡されたる仕寄場を、私として少にても分進候事ハ難成、御家人に仕寄御習せ被成度段者、無余義存候、然者我等家来共と、替り入交り付習候様に被仰付候へとの事なりしかバ、飛騨守悦ヒそれヲ家来に命じて、毎日入交りに仕寄竹束を手伝せられしか、諸陣ヲ此手ハ塙之手近、城中之虚実も探知易ク見へしかバ、飛騨守蜜に鍋島家の家臣等に囁て、城中之油断を見合、若者共に内意を含メ、卒忽に三ノ丸を乗せられよ、愚息左衛門

事も治せに生れさせる物目に合す、幸当手に居合候へハ、氣骨ヲ求させ度存す、表向信濃守や我等ハ知ぬ分、公辺ハ如何様にも取繕可シ申、左衛門当年拾七才若輩者之事、御軍法背候とて重き罪責にハ及まし、当前之御咎メハ覺悟之前、卒忽の頭取にハ愚息并我等が家来共を出スベしと蜜談有しが、急にハ難計見合居たるに、廿八日惣乗殊更鍋島先手と極ル、破何角紛乱の体卒忽に取なし、廿七日急に乗入レけるとかや、尤榊原左衛門初陣之慤、諸人目を驚せしとぞ、左衛門、家土之前田伝右衛門・寺田長兵衛、浪人前原七兵衛、其外雜兵四人主従、以上八人金ノ御幣の指物颶かして、鍋島勢の真先かけてのり入しと云

原城本丸惣乗落城之事

明れバ廿八日卯ノ刻より、諸手厳蜜に牒し合せ、一同に貝鐘を鳴シ鬨を上、惣勢拾二万五千余人、天地山海動搖して、切所巖石おも厭ず、我一増に責入といへ共、一揆等必死に成て本丸之半途迄支ゑ、弓鉄炮玉箭之有たけ發し、石礫を飛せ、大木を投落シける故、諸手死傷之者、又夥ク洞に溢れ谷を埋ム、爰に板倉主水介重知ハ、亡父の弔軍、今日に限れりと緋威の鎧を着シ鎧提ケ、立花勢の先キ手ヲ抽て、真先に進ミ陥阻を伝へ責登り、弓手に当り馬手に扱ひ、自敵徒三人を突倒し、其勢爽然たる骨柄数万之眼を驚かせり、従所の兵士等も主人之前後をさけつゝ、粉骨を尽シ各々手柄を顯しぬ、斯而惣軍本丸ゑ詰よせ、既に塙を乗掛ルに、はや玉箭之種もつき、とまに火を付投出シ、あるいは鍋釜を投討、又ハあつ灰を箕に入来て振かけ、勿論塙を乗者をバ鉈長刀、或ハ手鎧お以突落す、爰に於て又手負死人数多出来するといへ共、大軍屑共せず、死傷之者を足どまりとして、飛越踏越踊越弥が上に込入、中にも黒田家之先陣黒田睦鷗・同三郎左衛門父子、真先に乗り入当ルを幸に、男女老若之差別なく投捨突伏切殺ス、一揆等元来身命をおしまず、防戦するといへ共、遺土民之浅猿さ、飛道具を離て之修練之武士と、手詰之勝負火花を散す、太刀風に刃むかふべき様あらざれバ、皆悉ク切殺さる、尤本丸之内にてし寄手之方に、老人も死傷之ものなきこそ勇々しけれ、され共首将益田四郎と覺しき首も見へざれバ、方々と尋探せしに、側成巖屈に端座して、両手をく

ミ口を閉目ハ塞がね共眠るが如、何やらんくわん念する趣にて、少も動かず居たりしを、細川越中守之足輕に、陣野佐左衛門と云者、飛込て則首を取にする、搦四郎が居宅を始、所々詰々並べたる小屋々へ火を掛け一片に焼立、当日午ノ刻に原之城悉落去、城中男女合三万七千余人塵とそなりにける、右之内生捕拾余人有りしが、中にも有江村之金作と云者ハ、板倉内膳正様を覗ひ打、其外彼が筒先にて、諸家歴々之士数多死亡させし曲者なり、又小浜村才介・三江村甚吉兩人ハ、去年十月小浜村にて、御代官高橋武右衛門を殺害したる溢者成故、右之三人を島原の町辻に於て竹鋸を以挽殺さる、其外の生捕追々捌置たる落人、並に正月中旬肥後宇土召呼、押込置れし大矢野村之庄や小左衛門、益田四郎が母姉妹彼は廿四人をバ、翌廿九日に原の城焼跡へ引出シ、不残斬罪に行なハれ、搦首将益田四郎を始、張本之族三拾余人之首、同原城之焼跡に垣詰廻して、一々梶木に晒されけると云

伝ニ曰、益田四郎お討取たる陣野佐左衛門ハ、此勳功を以越中守取立られ、高地千石を宛行ハれしとぞ、是則切死丹の張本、名譽の沙汰有者お討ゑたる、細川家本丸一番乗に准スと上意有し故なりと云

又廿八日之夜、水野日向守・板倉主水介、陣屋ゑゆき向ハれ、貴方若年の為身、今日の働き亡父之弔合戦之志シ感心余り有、是ハ我等數度之戦場へ帶シ、一廉功名を極メ試ミたる道具なれば進らするとて、宇田国房の刀を手自伝へられしかハ、主水則拝受せられ、御老体昨今之御苦勞おも顧させられず、夜陰と申御尋訪御懇切之仰を蒙たる上、御秘藏之御道具お給わり、誠ニ以御芳情之程忝キ之旨礼謝有て、則帰路にハ自日向守之手お引進らせ、柵外迄送被出、懃懃に暇乞有り、即刻跡も以使者ヲ厚情お謝せられしかハ、日向守猶又其老たるを敬、礼義正敷事お感じ給いけるとかや

細川越中守父子、家士討死、士分三十四人、雑兵二百三拾六人、合テ二百七拾人

同家士手負、士分二百九拾三人、雑兵千五百三拾三人、合テ千八百二拾六人、死傷合二千九拾六人

黒田右衛門佐兄弟三人、家士討死、士分三拾八人、雑兵二百廿六人、合テ二百六拾四人

同家士手負、士分二百廿五人、雑兵千九百廿八人、合テ千九百五拾三人、死傷合テ二千四百拾七人

鍋島信濃守父子、家士討死、士分拾三人、雑兵百四拾八人、合テ百六拾一人

同家士手負、士分六拾人、雑兵六百廿二人、合テ六百八拾二人、死傷合八百四拾三人

有馬玄蕃頭父子、家士討死、士分拾六人、雑兵五拾二人、合テ六拾八人

同家士手負、士分四拾二人、雑兵百五拾三人、合百九拾五人、死傷合テ二百六拾三人

有馬左衛門佐父子、家士討死、士分拾人、雑兵二拾八人、合テ三拾八人

同家士手負、士分三拾三人、雑兵七拾七人、合テ百拾人、死傷合テ百四拾八人

立花飛驒守父子、家士討死、士分式拾八人、雑兵三拾九人、合テ六拾七人

同家士手負、士分六拾七人、雑兵百七拾二人、合二百三拾九人、死傷合三百六人

小笠原右近、家士討死、士分七人、雑兵十二人、合拾九人

同家士手負、士分拾九人、雑兵百廿九人、合百四十八人、死傷合百六拾七人

小笠原信濃守、家士討死、士分四人、雑兵拾一人、合拾五人

同家士手負、士分拾八人、雑兵百二人、合テ百廿人、死傷合百三拾五人

寺沢兵庫頭、家士討死、士分九人、雜兵拾四人、合テ廿三人
同家士手負、士分五拾二人、雜兵百六拾三人、合二百拾五人、死傷合二百三拾八人
松倉長門守、家士討死、士分四人、雜兵廿三人、合二拾七人
同家士手負、士分二拾人、雜兵四拾二人、合テ六拾二人、死傷合八拾九人
水野日向守父子、家士討死、士分拾六人、雜兵九拾二人、合テ百八人
同家士手負、士分百四拾三人、雜兵二百二拾七人、合三百七拾人、死傷合四百七拾八人
松平丹波守、家士討死、士分九人、雜兵二十五人、合三拾四人
同家士手負、士分二十人、雜兵二十五人、合四拾五人、死傷合七拾九人
戸田左門、家士討死、士分四人、雜兵二十人、合二十四人
同家士手負、士分十五人、雜兵五十二人、合六十七人、死傷合九十一人
板倉主水助、家士討死、士分三人、雜兵三人、合テ六人
同家士手負、士分七人、雜兵五人、合十二人、死傷合拾八人
諸監察使、家中討死、士分六人、雜兵八人、合拾四人
同家中手負、士分拾八人、雜兵四十四人、合六十二人、死傷合七十六人
諸家寄隨、浪士討死、合拾二人
同浪士手負、三拾五人、死傷合四十七人
右諸家士分、死亡手負共に、士分家名祥なりといへ共、略之、死傷合七千五百九拾七人
此訛
死亡千百六十八人 内、士分二百十六人、浪士共ニ
雜兵九百五十二人、陪從共ニ
手負六千四百廿九人 内、士分千八十九人、浪士共ニ
雜兵千三百四十人、陪從共ニ

右之外、島津陣代の死傷負数知れず、凡四五百ハ有ベしとぞ、然れバ惣合八千余之死傷と云り、且去ル十月以来、島原天草両表の責合イ、十二月十日・同廿日・正月元日、三ヶ度之城責、二月廿一日一揆夜討掛迄、寄手之死傷合四千三百余なれバ、此度始終を都合之所、一万二千三百余人の死傷と云
或ハ城中三万七千余、塵に成といへ共、あるいは箭鉄炮に中り、溝谷へ転び落、又ハ逃走ルとて、自洞穴巖下に陥^{ヲチイ}り、扱ハ童女のるいハ、討捨にせしも多かりし故、首級を得たる所ハ、半バにも至ラズ、則諸手^ヲ取得し首員目録左之如し

- 一 首四千八百十八 黒田右衛門佐兄弟 手取之
- 一 首四千百六十五 細川越中守父子 手取之
- 一 首千七百九十六 鍋島信濃守父子 手取之
- 一 首九百六十八 水野美作守父子 手取之
- 一 首六百三十五 立花飛驒守父子 手取之
- 一 首五百十六 有馬玄蕃頭父子 手取之

一 首三百八十六	寺沢兵庫頭	手取之
一 首三百十三	小笠原右近太夫	手取之
一 首二百八十三	有馬左衛門佐父子	手取之
一 首二百三十三	小笠原信濃守	手取之
一 首二百三	松平伊豆守父子	手取之
一 首百七十五	松倉長門守父子	手取之
一 首百八十二	島津家陣代	手取之
一 首百三十八	松平丹波守	手取之
一 首百五十二	戸田左門父子	手取之
一 首百三十六	諸監察使	手取之
一 首四十六	板倉主水助	手取之
一 首七十五	諸浪士	手取之

首員合テ一万五千二百十九級

右之通、諸家共に討死手負之員数、討取ル首数を改メ、各々帳面に記、首にハ銘々取たる者の姓名を札に書付て、上使之実検に備らる、伊豆守則帳面を請取、余り夥敷首数と云、殊更名も知らぬ土民之首共、不残梶木に掛ルに不及と有て、本文之如ク首領益田四郎を始メ、名之知れたる張本之族三十四人之首を、原之城焼跡に垣詰廻し梶木に晒し、残之首共ハ銘々陣場之前に掛捨にせられよと談せらるゝに依テ、各々陣場の柵木竹束の先キを鉢らめ貫、傀儡をならべたる如ク、古今未曾有夥しき事也とぞ

山田右衛門佐め万死事

今度一揆籠城之内に、山田右衛門佐と云者有、彼ハ元来有馬左衛門佐譜代之士なりしが、子細有て先年永之暇を乞、首尾能願叶し上、妻子共に島原之片辺に住居して、多年浪々の渡世を嘗暮せしが、計らずも一揆騒動に駆催され、妻子を質に取れし故、是非に不及ろふ城せしが、元来武門之生れにて、弓馬軍術之聞へあれバ、則本丸之別將に立られ、心ならずも守り居しが、如何にもして寄手方へ返忠し、生命を全ふせん事を心かけ、旧主左金吾之陣中へ矢文を通シ、二月廿日之夜中を約し、天草丸之南の尾さきより、有馬勢を引入て内応を計、本丸を陥としたりしが、如何ハしけん、件之矢文左衛門佐方にて見付ず、漸ク廿一日之朝に至て相達スしける故、其兼約の違ひし上、又々後日を為則返簡を認メ、即日城中立射被帰サしに、此矢文又右衛門佐が手に落ず、陣まわりの者是を見付て、四郎に報ずる故、忽チ山田が隠謀ヲ露顯し、即時に其身ハ生捕れ、扱山田が妻子共を其罠引出シて、本丸之大手口升形之内にて殺害せしが、右衛門佐おバ此上計策の種共成べけれハ、暫ク介ケ置ケとて嚴く禁獄し置たりける、然ルに廿七日より、寄手火急に責かゝり、翌朝落城之砌りに、小笠原右近太夫殿之手之者共、右衛門佐を獄屋迄捕へ引出シ、子細を聞尋ルに、山田尔々之旨を告訴る故、則右近太夫殿迄伊豆守へ相達せらるゝに依て、伊豆守殿又有馬左衛門佐へ相尋らるゝ所、先達而内応之品紛なかりしかば、猶又右衛門佐を吟味之上、委細を口書に認メさせ、江城へ召連られ、具に言上に及バれしに、早束忍めを蒙り、旧主有馬氏へ永ク御預ケ被下けるとかや、不思議成かな三万七千余の同類老少男女残りなく滅尽し、生捕逐電の族も御穿鑿之上、悉助命之者なかりしに、右衛門佐一人万死を出て一生を保ける、高運之程こそ浅からねと云

伝曰、山田右衛門佐生得律儀者、天下御制禁の宗門、惣而信仰之心なく、一揆騒動之砌り妻子を携へ、既に島原城下ゑ立退んと支度する所へ、急に一揆等押かけ妻子を手込にし、一味せすんば惣打殺べしと云により、是非なく與しけるとなん、則吟味之節之口上書、左の如し

指上申口上書之事

- 一 此度切死丹起り候次第之義ハ、大矢野松右衛門、山善右衛門、森宗意軒、千束善左衛門、大江源右衛門と申者共、先年より天草島之内、大矢野千束村辺に蟄居罷有候所、近來島原表へ來り住居仕、去年六七月の頃より、諸人をすゝめ申まわり候ハ、天草上津浦に居住在シ伴天連、廿五年以前公儀ト異国江御追放之刻、一卷之書を遺シ記置候ハ、当年ト五々の年に當て、日本に宗門の善師一人出生すべし、其人幼年にして宗底(体)を發明し、不習して諸学を極メ、真の宗頭たるべし、其上ニ東西の雲焼枯木に不時の花開、山野に白旗をなびかせ、諸人の頭にくるすを立て、天帝を尊フ時至るべしと有之、当年廿五年に當ル、殊更天草四郎こそ生年拾六才にして、宗門の奥底を明して、神変奇妙の生質、誠に宗頭の天使と謂フべし、右之書面に引合無相違之間、不可有疑と右之五人之者共申触候所、如案十月月中旬に至り、東西の雲焼ル事夥ク、又所々に不時之花さき乱れ候故、諸人悉ク恐怖尊崇仕候事に御座候
- 一 有馬村之角藏と申者、先年切死丹御制禁之砌、隠置候本尊天帝之絵像、古ク罷成候を日頃修飾仕度と願候に、御法度嚴ク候故、其併指置申候所ニ、其節自然と一夜之間に、新く表具出来候由、奇妙之段申ふれ候ニ付、語伝へ聞及候者共弥隨喜仕候、又北有馬村三吉と申者も、同断の奇瑞有之由、三吉家者殊之外小家成故、角藏宅へ持來二対之絵像を一対に掛並ベ、十月二十二日ト諸人招集拝ませ候ニ付、近在ハ不及申、遠堺トも角藏が家へ郡集仕候
- 一 右之段、島原ゑ相聞へ候ニ付、松倉長門守殿御留主居之面々ト、為制使諸代官を被指越候所に、件之品無紛故不届之至りと踏込、絵像を引破り、則角藏・三吉并妻子共を被掲捕候、依之群集の者共憤りを発し、所々に於て代官中を致殺害候、然上ハ罪責不遁故、企徒党宗族を相催し候所、近郷ハ大半一味之事故、其人数を帥ひ片端ト村々へ押入、同心する者をハ人質を取駆立、異儀に及者おバ切殺し其家を焼捨、勿論有来ル他宗之寺院へ火を放チ、偏に一揆之色お立申候
- 一 右之趣、島原城中ゑ相聞へ候ニ付、同廿六日留主居家老大勢を帥ひ、深江村迄馳むかハれ候所、切死丹人数七八百程堅まり居候所ゑ、押かけ散々に打立切伏、忽四五十人計殺害被致候故、一端にげ散候得共、猶又諸方ト一揆等引も不切追々雲に霞の如馳集り、城勢之跡ゑまわり候体に相見へ候に付、島原勢も早々城中ゑ被引入候所、其内に三千人程に成り付入に城を乗取んと、急に押掛門を破り、既に危く有之候所、城中防戦堅固成故、終に乗取事不叶引退、其後天草四郎方ゑ使を立、大将に頼候所に四郎早束領掌仕、内々与党之者共を催候所、無程四十余に及候故、島原之内大江村に於て会合仕候所、両所合八千余人に罷成申候
- 一 此所に於て四郎評義仕候ハ、是より一ト先長崎表ゑ押渡彼地を手に入、可然旨申談じ候所、寺沢家天草富岡之城代三宅藤兵衛等大勢にて馳向由相聞へ候故、先右之相談ハ延引指

置、当方を防がるべき旨相談仕、十一月十三日手分ヶを定打立申候、又此時人数追々重り、一万二千人之到着に罷成候

- 一 富岡勢ハ此間本城唐津より之加勢も到着候故、二手に分、島子・本戸両所に陣取候所、一揆等翌十四日早朝、島子へ押寄打崩し本戸之陣を続て責立候所、両所共に富岡勢利を失、敗軍城中へ被引入候、依之一揆等勝乗、同十九日より城責候といへ共、城中固相守責落不能、却て城中より毎度陣場を責敗られ、鉄炮西洋炮の為に、大勢死亡出来候故、同廿二日に一揆等有馬ノ方へ引退申候
- 一 右之通、日数を歴候中チに、隣国之諸大名より援兵追々出勢、津々浦々を堅メられ、警衛厳く、今ハ中々長崎へ渡海もならず、其上江戸より御追罰の上使御下向、寺沢・松倉の両城主も、近々御帰城之沙汰有之故、原の古城跡を取立可楯籠之旨を評義相極、其段四郎方より申ふれ、極月朔日より普請に取かゝり、同十日迄に有増成就仕候、依之朔日以来、諸方一揆同類の父母妻子眷属悉致入城、都合三万七千余に罷成候
- 一 城中鉄炮二千挺余有之候
- 一 城中兵糧二月十日頃より切レ申候て、一日老人に付黒米一合程宛配分、諸勢飢申候
- 一 城中ニ籠候浪人四拾人程有之、各々年頃四十より六十迄之者共に御座候、勿論軍術戦法之見計イ掛引之指図等仕候、彼等何方より籠申候や、出所存知不申候
- 一 極月十日・同廿日、両度之城責之節ハ、私義ハ請取場に罷有、委事存知不申候、正月元日城責之様子ハ、大晦日之晩に能ク相知れ申候ニ付、城中其心得仕、隨分手配能防申候、尤城中死亡拾七人、手負七十人余有之候
- 一 四郎事兼而承及候と違イ、籠城中何之奇妙不思義と云事も見聞不仕候、結句二月初頃四郎本丸の陣廻に出候節、鍋島殿の栖樓より発し候西洋炮にて、四郎が左の袖を打切、其玉先にてそばに罷有候者、五六人死傷出来申候、依之城中之者共申合候ハ、天帝の感応奇瑞有之義と頼母敷存候所、天地四郎殿さへ鉄炮に中られ給ひ、其そばに罷有者迄死亡手負申事よと、力を落シ気を屈シ申候
- 一 私義初発より御制禁之宗門、毛頭帰依之志御座候ニ付、一揆等蜂起之沙汰承知仕、則妻子を召され立退可申と仕候所、最早一揆大勢込入、其併妻子を質に取、私をも手込ニして、一味不仕候ハ、忽害を加ふべき趣故、不及是非ニ当座の害を免ん為、一味の人数に加り、如何にもして可遁去事をと相計候得共、人質之警固厳く妻子を捨、去年ハ恩愛の情に繫れ心ならず止り居候所、籠城以後ハ本丸之守将之中に撰まれ日数を送り候中チ、愚按をまわし旧主有馬氏の手勢を引入レ、内乱に乗て本丸を陥レ、四郎を生捕共に御忠節可仕と存、廿日之夜を約し矢文お射出シ候所、間違遅く相違し候故、廿日の夜之手筈合イ不申、依之後日之約をせん為、左衛門殿より廿一日に返書之矢文を被射越候処、是又不運之至、陣まわりの者之手に落候故、忽露顕仕即時に被擄捕、妻子をバ致殺害候へ共、如何存候や、私義をバ獄屋に入置候所、廿八日落城、小笠原右近太夫殿之衆に被引出、不思儀に助命仕候、以上

寅三月朔日

山田右衛門佐

右之通認、指上しと云

水野美作守・有馬藏人直談之事

爰に有馬藏人ハ水野美^(義作)守と、此度城乗り之先登、一チニ之差別分明ならざる事を疑憤、三月朔日作州之陣やゑゆき向ハれ、直段に申さるゝハ、去月廿七日城乗之砌、大将分にて自身本丸ゑ一番に乗込候ハ某にて候所、貴将一番乗との趣不得其意ヲ、尤旗馬印をハ先達而被入候得共、自身ハ正しく我等が跡より御乗と相見へ候、然ハ貴将ハ大将分にて之二番乗たるべき条、左様に御心得候へと有けれバ、美作守如何にも極て、それハ藏人殿若氣にて左様之事被仰候にや、本丸之内ゑハ既に我等者共先登仕候処、一揆等強く防て乗兼候故、拙者悴伊織を召連レ、采配を取て下知しすゝミ候、手負死人を踏付て乗崩し、家来をも數多討せ、其外之者共悉粉骨摧身して、松之丸に旗馬印を一番に押立させ、我等父子ハ久留壽之有之所、腰郭之石垣之上に下知を伝ゑ罷有之事、他見にも顯然たるべく候、貴方にも跡より御乗り来られ、先手ゑ押詰居給ふ之由承知候条、早束以使者ヲ御人数少シ之義、我等と一所に御控へ有様にと申達候得者、殊之外御せきと相聞へ、荒々しき御返答故、重而ハ不申入候、勿論貴方跡ぢ御乗掛之由、一番乗と御名乗り有し故、拙者家来鈴木半之丞と申者、我等先達而乗候段御断申により、然ハ二番乗と有御納得之上にて、石垣を御越候義紛無之候、半之丞ハ次に居さるやとあれハ、半之丞を始手廻ノ者共、大将と大将之諍論故、詰掛て居たりしかハ、其僕半之丞罷出しに、則藏人ゑ引合さる、其時藏人如何にも半之丞断候段ハ紛なし、然者貴将先達而御乗入有ルとの義故、直に旗馬印之有之場ゑ参り相尋候所、貴方ハ登跡に御入候由、然者半之丞ハ定而旗馬印を先に入置れ候へバ、貴方之御乗入同前と利口者にて申たる事と存ず、さのミ半之丞断たるを以、貴客一番乗り之証拠に成べからず、家臣之半之丞が口を以、貴方の一ばん乗になり可申や、此藏人が見外口たる所、証跡に立ましきや、とかくハ入ず貴

殿ぢ乗越て、先手へ押詰たるたるハ此藏人にて候、左様に御心得候へと、居長高に成て申さるゝ、美作又押返して、たとへ其陣やに臥シ居候共、旗馬印を本丸ゑ入候是一ツ、又貴殿一ばん乗りと有処を、半之丞指押へ、二番乗と相極ル上にて、石垣ぢ引上申候是二ツ、又貴客御出候由承候ニ付、即尅使者を進候是三ツ、此旗に紛なき義成を、跡ぢ御越有て、我等之者共の居候中へ御出張候て、一ばんのりなとゝ御申有事、殊之外御不案内成事に候、既に我等采配を取て、諸軍を励し家来之士共、大分眼前に於て討死させ、手負数百人に及び、粉骨を尽して乗崩し、其上旗馬印おも本丸に押立候事、諸人の目前に掛けたる事に候、斯迄手を碎き乗取たる本丸を貴殿へ譲申さん事、思ひもよらず候、能々御思案有て、御覽候得とありけれハ、藏人猶もやむ事ゑず、旗馬印を本丸ゑ一番に立られしハ無紛事論ずるに不及、大将分にて貴客より乗越、先手ゑ詰掛一夜を明し候ハ某にて候、貴殿にハ一揆等が突出ん事を御気遣有て、我等が詰掛居候場所ゑハ御出無之候と、殊之外苛^{イヲレ}らるれば、美作流石に言を和ケられ、只今節角論じ候ても、貴方御憤成シと相見へ候間、御合点参ル間敷候、先御帰り有てとくと御工夫之上、重而被仰聞候へと申されしかハ、藏人爰にて論義を止メられ、児姓衆御茶一つと所望有て一服喫せられ、則退去せられしが、主客共に手あらき成会釈振、人々汗おそ押立ける中にも、鈴木半之丞、藏人殿を送り出けるに、藏人流石の人体にて、半之丞と言をかけられける、尋常之人ならバ見ぬ振おせられ、睨付ても帰らるべきに、如何にも快く挨拶せられし事よと、水野家にて大きに是を讃談せり、又美作之論談尤道理至極にして、長布

応対也と世誉て、是を称感したりしとぞ

伝ニ曰、右両将之諍論、後日ニ穿鑿之上、美作守先達而乗入られし段、諸手に於て見及たる証人数多有之、一ばん乗り無紛段、以使者を謝し給い、諍論相止けると云

諸将凱陣、付、鍋島・榎原逼塞之事

去程に原之城落去せしかハ、上使おの指揮に依テ有馬左衛門佐・小笠原信濃守・寺沢兵庫頭・松平丹波守、以上四頭之人数を以、三月朔日より原之城本丸之石垣を破却せらる、扱又一揆殘党之穿鑿として、島原表ゑハ黒田右衛門佐、天草表ゑ者有馬玄蕃頭、諸方山々ゑハ細川越中守・小笠原右近太夫・立花飛驒守・水野日向守・松倉長門守、各々手分ケして馳向、尋搜るゝといへ共、何れ之手にも怪き族壱人も見へさりしとぞ、斯て諸大将達同月四日五日に陣拝有て、各々帰国に趣きぬ、伊豆・左門ハ猶又跡之諸仕置ねん比に申被付、同十四日ニ有馬を立て天草ゑ移られ、それおの長崎ゑ打越、肥前之名護屋・唐津・筑前・福岡・博多表迄巡檢シ、それおの帰路に趣き、豊前ふくぜんの小倉迄登られし所に、同廿六日從江戸為上使と、太田備中守資宗(參州西尾領二万石、御若年寄)此所ゑ下向、伊豆・左門ゑ談せられ、九州之諸大名ゑ相ふれらしかハ、各々悉不日に小倉を立て歸府あれバ、伊豆・左門ハ翌六日發駕有、同廿日迄に各々江戸着有て、委細言上に及バれる、然ルに鍋島信濃守上使之号令を攘り、御軍法を相背候段上使に達し、則召被下御察度有し処に、榎原飛驒守すムミ出、此段惣而信濃守不調法計りにてハ無御座候、私彼手之監察使仕罷有候に付、私家來共仕寄を付ならい申度旨相願、手伝罷有候処、悴左衛門め若輩者十方なし、惣乗之日限を承違たが、一番に乗込二ノ郭之小屋に火をかけ候故、某も是を制せんと馳出候所、早右之通りゆへ、悴を討タせてハ生甲斐なしと、ひとゑに愛念之萌所、御制法をも顧ス続て乗入申候、鍋島之者共も我等父子を捨殺にも難仕、無是非跡おの乗入候趣に相聞へ申候、信濃守は当日戸田左門陣屋ゑ諸将と会合、留主之義夢々存知らざる事に御座候段申上るといへ共、内証之義ハ如何にもあれ、上使之指揮御捷を相背候筋、近比卒忽成仕形曲事に被思召との上意にて、暫く鍋島・榎原共に閉門被仰付たりけるが、無程両所共に御免被仰出けるとかや

伝曰、鍋島・榎原両氏共に、日数三十日計之逼塞にて御免有しに、鍋島信濃守則登城有て、今度西国に於て拙者家來之無法者共、某にも不相知卒忽成一ばん乗り仕、背御軍法候に付、私義閉門被仰付候段御尤至極に奉存候、然ル所以御憐愍早束蒙恩免、難有仕合に奉存候と御礼申上、夫おの御老中御若年寄諸役人中、其外知音之衆中ゑ相廻られても、此度於有馬表ニ、家來共卒爾之一ばん乗りを致、依之拙者義閉門被仰付候所、早速御免被召出、冥加に相叶難有奉存候之旨を申廻られしを、江戸童共聞伝へて、切支丹一揆を退治せられたる一番乗之卒忽人之通らるゝを出て見よやと、老若男女集て珍しからざる信濃守を今初て見る様に、持はやしけると云

松倉・寺沢両家御仕置、附、野村・内藤忠節之事

松倉長門守・同息右近、寺沢兵庫頭義、台命に依而四月下旬江府ゑ到着之所に、両人共に常々領内不仕置に付、か様之義出来、天下之騒動に及候段、不忠之至に被思召候由にて、当分長

門守をバ森内記長継(作州津山城主八万六千石)ゑ、嫡男右近・次男三弥をハ生駒壱岐守高俊(讚州高松城主領十七万石)に御預、寺沢兵庫頭ハ閉門被仰付ける、斯而連日両家之罪責被蒙御穿鑿之所、松倉長門守事ハ、父豊後守行跡と大きに違、武備忠節の心かけ疎に、古老臣之諫を不用、色を好ミ酒乱にふけり、最多欲吝惜にして民をしゑたけ、諸士を愛せず、不義無道之挙動多かりしかハ、去ル寛永拾二年之春、高知小禄之士四十余輩申合、日頃之不足を云立、白昼に立退ぬ、か様之悪行不仕置成故、昔日切死丹を転たる者共ミな蜜々に帰宗仕、其

張本(徒)と党領分に漫るをも曾て不知、年月を送りし段、遂に上間に達スに依而、積悪天之責を免されず、則死罪に相極ル、檢使として御目付阿部四郎五郎・能勢次左衛門を被仰付、則森内記下屋敷に於切腹せられぬ、又息兩人ハ死罪御免にて、右近ハ保科肥後守正之(羽州山形城主領十五万石、実ハ台徳院殿第九御子)ゑ、三弥ハ松平長門守秀就、長州(萩之城主領三十万石、本姓毛利也)ゑ永ク御預ケ被成、島原領知被召上、長門守江戸屋敷も悉ク闕所に被仰付ける、且又長門守家来之内、恩田作右衛門・大町権之助と云者、両人共に常々至極之佞奸者共にて、長門守氣に入出頭して、種々の邪欲乱行をすゝめ、家中騒動之根源領分不仕置之張元ハ、彼等兩人成由相聞るに依而、御吟味とげさせらるゝ所、罪科分明に相極りしかば、両人共に打首に被仰付けるとかや、傭又寺沢兵庫頭も常々領内之仕置油断故、天草表に於ても一揆蜂起する事不調法至極之義なりといへ共、根本ハ島原より起りし事と云、又居城カ海上遠路をへだてたる離れ島の仕置之事に有之、長門守とハ其科格別之義、其上有馬表に於て働も能由にて流死之刑御免、御過怠として天草領四万石を被召上、唐津八万三千石ハ本之如ク居城共に被下置、誠に枯木に花之仕合なりしが、極運之至ラしむる所か、無程兵庫頭乱心せられ、浅草海禪寺に於て無故切腹し相果たまい、令嗣もなく、家統断絶せられるとかや、且又松倉長門守之死骸、誰取納る者もなき所に、新参之士に野村次右衛門と云者有、元来南都春日之社家なりしが、つねく長門守の懇志をかふむり、去年一揆騒動之砌、島原ゑ入城し始て奉公せしが、生得利根聰明之人物にて、万芸に通曉し文学詩歌之道に長し、算筆・茶道・躰方・立花・乱舞・謡・拍子方・碁・将棋・蹴鞠等之遊芸迄、其極妙に不至と云事なく、就中弓馬剣術之業に精練せし故、有馬表に於ても、元日以来両三度之城責に目に立、武功を顧し上使御目付之感賞に預り、如何様希せ之者なりしが、長門守出府之供奉して下しに計すも、長門守死刑に行われ給ふと聞より、すぐに廟所ゑ推参して委細を訴へ、長門守之死骸を申請、芝之全地院にて令火葬、遺骨をひろい集、ねんころに菩提を弔ひけるとかや、又爰に長門守児姓上りに内藤瀬兵衛と云者有、長門守江戸表に於て御穿鑿之所、嚴ク不首尾成由、島原ゑ相聞シカるに於て、るす居之面々評義之上、何分賄賂を以此急難を免れしむるに如じと、件之

瀬兵衛日頃至極之貞靈者成故、蜜に金子三百両を渡し、江府ゑ指下しける、瀬兵衛則三百両之金子を受取、江府ゑ趣しが、於途中に最早主君死刑せられ、両息御預ニなられ、城地被召上候由、実説を聞届し故、愁涙を流しながら、それより取て返シ、京都に登りて諸司代板倉周防守之廟所ゑ趣、右之次第を訴ゑ、主人義死刑を蒙り領知居城被召上候上ハ、此金子私シ方に指置可申道理無御座候間、指上申度持参仕候と指出せバ、周防守彼が至極正じき無欲成事を感心せられ、其金子全ク指上るに不及、其方心任せに仕候様にと有し時、瀬兵衛謹而忝奉存ルと三度頂戴仕、夫カ直に紫野昌林院ゑ参詣し、件之旨趣を演説して、凶主之菩提を永

ク御弔給わり候へと、右三百両之金子を相渡けるに、院主も私にハ如何と有て、支配之奉行所ゑ相窺ハれたりしに、不苦旨挨拶有故則受納せられ、永代彼寺に於て長門守後世を弔ひ、法事年忌を最懇に執行せられしとぞ、されば野村・内藤両士が義、心忠志貞節を其比之諸人聞伝ゑて、普く称談せしとかや、斯て切死丹御征伐之事終りしかば、諸將に忠賞を行われ、罪有をバ軽重に隨イ、それくに御制法正しく被仰付、猶又以来耶蘇之邪宗門御制きん厳密に、天下一統年々之御穿鑿厳く、御制札之表に属託をかけられ、辺境島浦深山幽谷之居住出家非人等に至ル迄、悉ク年々銘々人別帳面名頭に宗門之寺判を取せられ、御改厳重なりしが

バ、其後再び彼邪宗門断絶シテ異城襲来之使を失ひ、衆人口(凶+女)迷之罪を免かれ、四海安堵之作を荷ゑり、天下太平国家長久治る御代とぞなりにける

伝曰、島原天草両所御城番御目付之次第

島原御城番

本丸	豊後杵筑之城主、領三万三千石	小笠原壱岐守忠知
二ノ丸	豊後森之城主、領一万二千五百石	久留米丹波守通春
同御目付		下曾根三重郎、能勢四郎右衛門
天草御城番	日州飯肥之城主、領五万石	伊藤大和守祐久
同御目付		杉野四郎兵衛

右島原之城ハ、当年寛永十五之秋、高力摂津守忠房に給わり、前元和五年以来、遠州浜松在城領四万石知行高本之如し、又天草之城ハ後破却に成、唐津之城ハ寺沢家滅尽之後、十余年が間、御番城に成て有りしが、慶安二年に至り大久保加賀守忠常拝領なりとかや、又野村次右衛門・内藤瀬兵衛両士が高義深忠伝へて、世之称談となりしかば、諸家お請し招かるゝといへ共、聊

か由緒有を以、野村ハ板倉主水介召かゝへられ、内藤ハ松平長門守に奉仕しけると云此度切死丹一揆騒動に依而、城中三万七千余、寄手共ニ始終三千余、都合四万人程之死亡に有之、何れにも死之字を忌々敷不可然と有て、それより以来吉利支丹と書改られしが、是又祝する字義も不宜と、其後又切支丹と書事になす、公儀御制札御帳面等にハ、惣而きりしたん・ばてれん・いるまんなど仮名に書記させらる、是ハ遠堺辺鄙之女童迄も、能々讀分て覚へやすからしめんとのためならんかし

原草露命伝 卷之下 終